

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都 市 整 備 部 長	弘 岡 敏
調 整 監	白 河 忠 良	環 境 水 道 部 長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 事 務 局 長	松 井 章 治		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書	記	泉	大 作
書	記	今 木 浩 靖			

開議の宣告

○議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様方、早朝より本日はありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（星川睦枝君） 日程第1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

公明党、若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 皆様、おはようございます。

議席番号13番、公明党の若井千尋です。

ただいま星川議長より発言の許可をいただきましたので、平成26年第1回定例議会での公明党会派代表としての一般質問をさせていただきます。

本日は早朝にもかかわらず、また足元の悪い中、たくさんの方に傍聴いただきまして、心より御礼申し上げます。

初めに、一昨日の3月11日は、東日本大震災発生より満3年目を迎えました。亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表します。被災地においては、今なお約26万人以上の方が避難所での生活を余儀なくされておられます。

この現状の中、国会においては自公連立政権が2年目を迎えました。安倍首相は、今国会を好循環実現国会とすると所信を述べておられます。好循環とは、地方経済や中小零細企業、そして家計が潤い、景気回復の実感が列島中に行き渡ることほかありません。今まさに春闘真っただ中、春の暖かい風が吹き始めたことも感じられております。そして、震災からの復興の加速化をさらに推進していただき、東北の一日も早い復旧・復興を強く願うものであります。

3月11日、東日本大震災での教訓を胸に、今回の私の質問は、1つ、地域防災のかなめ、消防団の処遇改善について、2つ目、未曾有時の防災と事業継続計画（BCP）について、3つ目、ヘルプカードの普及促進について、4点目、認知症、在宅介護者を支援する取り組みについて、5点目、健康マイレージについての5項目を通告どおり、順次執行部のお考えを伺ってまいります。

以下は質問席に移り、質問させていただきます。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる

中、消防団の重要性が改めて注目を集めています。

消防団は、消防署とともに火災や災害への対応などを行う消防組織法に基づいた組織であります。全ての自治体に設置されており、団員は、非常勤特別職の地方公務員として、条例により年額報酬や出動手当が支給されています。火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場から現場に駆けつけ対応に当たる、地域防災のかなめであります。特に、東日本大震災では、団員みずからが被災者であるにもかかわらず、救援活動に身を投じ、大きな役割を發揮しました。

その一方で、住民の避難誘導や水門の閉鎖などで198名の方が殉職をされておられます。命がけの職務であることは全国的に知られました。しかし、その実態は厳しいと言わざるを得ません。

全国的に団員数の減少が顕著になっており、1965年に130万人以上いた団員は、2012年には87万人に落ち込んでいるのが実態であります。その背景には、高齢化に加えてサラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情も団員減の要因とされています。震災被災地のある団員さんは、地元を守るという使命感とボランティア精神で何とかやってはいるが、現場の実情は本当に厳しいと胸のうちを明かしておりました。これは、新聞のインタビュー記事でございます。

こうした事態を受け、昨年12月に消防団を支援する地域防災力充実強化法（消防支援法）が成立し、施行されました。同法は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義し、消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、団員の処遇や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されたとのことでした。

最初の質問は、消防団員の退職報償金を一律上げると聞きましたが、当市の消防団の退職金等、報酬の現状をお尋ねします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

ただいま若井議員から消防団の処遇改善ということで、退職金のお話がありました。

昨年の12月には、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というのができておりまして、また関係の法律の施行令の中で、消防団員の退職金を一律5万円上げるとというのがこの4月1日から施行されるということをお聞きしております。消防団を5年以上やりますと、退職金をいただけるということで、一番下の団員さんは5年以上やると、この法律に基づきますと、20万円の退職金がいただけるということになるかと思っております。4月1日から施行されるということで、私どもは毎年、消防団員の退職報償負担金というものを払っておりますので、6月の議会でもた見直しのほうをお願いしたいと考えております。

また、団員の報酬でございますけれども、今、団長さんには1年間で14万3,000円、副団長には1年間で11万9,000円、分団長には7万2,000円となっております、国が交付税の中で算

定している報酬額で、団員さんのみが今現在3万円で、少し国から来ているお金を下回っています。昨年も1回見直しをお願いしたわけですが、その際にも、一回も出てこない団員がいるのではないかと御意見もいただいております。

ただ、よくよく考えてみますと、選出方法そのものにいろいろ問題があるのではないかなというようにも考えています。消防団の役員会でも、仕事に支障がない範囲以内でできるだけ出席をしていただくようにとお伝えもしておりますし、また地域自治会への選出の際にも、日曜日が勤務の方や、帰宅がいつもおそい方などには配慮をして選出をしていただきますようお願いしていきたく思っております。

そうした中で、団員さんについては、一度交付税に算定されている報酬に見直しをしてあげてはどうかと思いますし、上のほうの幹部職員については、確かに少し他市町に比べて、また国からの金額よりは少し高くなっていますけれども、先ほど言ったように、年額であることとか、本当に非常に熱心に指導していただいておりますこと、長い期間お世話になっていることを考えますと、そのままではどうかとは思っております。

今、瑞穂市の団員全体の年数としては、5.5年間お世話になっておりまして、長い分団では8年間、その次は7年間とあって、意外と一生懸命やっていた方が多くなってきていることは、本当に非常に感謝にたえないと思っております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今、早瀬部長から答弁いただきました。

決して、私はお金のことだけを言っておるわけではございませんし、質問のタイトルが処遇改善ということですが、まず、現状をしっかりと伺った上で、今、瑞穂市は他市町に比べて悪くはないというふうなお話もございましたけれども、そのことはそのこととしまして、お話もありましたけれども、次の質問は、消防団は地域の防災のかなめというふうに言っておるわけですが、団員の減少というのが歯どめがきかないというふうにも聞いております。当市の団員を確保する、団員数が減らないための具体案は、どのように考えておられるかをお聞きします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 瑞穂市の消防団員の定員は、現在220名でございます。それに対しまして、25年4月1日では218人ということで、これを割り算しますと、99.09ということで、充足率とこれを言います。この近辺では、神戸町さんとか、岐南町さんが100%でございますけれども、私どもは、定員に2人が満たないというだけでございまして、非常に高い数字になっております。これも、自治会長の皆さんを初め、消防団員の日ごろの本当の御尽力のたまものというふうにご感謝をしております。

しかし、先ほど議員さんが言われたように、人口の高齢化やサラリーマン化、それから勤務地が非常に遠くなっているということで、今後も団員の確保というのは非常に難しいということになっております。地域の自治会長さんを初め皆様方に、団員さんの必要性というものを十分理解をしていただいて、引き続き確保に努めていきたいと思っております。

他市では、先ほど言われたように消防団員がどんどん減ってきておるということで、窓口を広げるために機能別消防団員制度というのが導入をされております。というのは、火災予防等につきましては女性消防団員を、また平日の昼間においては、消防力の低下を補完するためにということで、消防団員のOB等を設置するというごさいますけれども、それらも含めまして、今後とも消防団員の確保には努めていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

[13番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今、御答弁いただきましたことに後でまた触れますけれども、まず定員数が本当に妥当であるかどうかということも見直さなくてはいけないと思ひますし、自治会任せということもどうなのかな、任せではないんでしょうけれども、そういうことの方角性もどうなのかなというふうに思ひます。

今、団員の減少に歯どめをかけようとして、全国的には高校生の1日体験入団をやっておるところとか、また今部長からお話がありましたように、団員のOBの方に再入団を促す事例等もあるというふう聞いております。支援法の成立で消防団のあり方を見直され、各地域で防災力強化に向けた取り組みが一層進んでいくということを期待されておるわけでごさいます、当市においても、やはり知識があつて経験豊富なOBの方に消防の帽子を配付して、協力を願つてはいかがかなというふうに思ひわけでごさいますし、さらに、自治体職員の入団は、支障がない限り認めるよう義務づけられたというふう調べてわけでごさいます。伝統ある瑞穂市消防でごさいます。今、早瀬部長がおっしゃつたように、実際に昼間の火事や災害に対応できる組織強化を根本的に取り組まなくてはいけないというふう考えるわけでごさいます。

次は、その防災力強化のための装備、また訓練の充実予算というのほどの具体的な策を持つておられますか。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 装備のほうの具体的な策ということでごさいます、この25年度は、夜間用活動用のベスト、防火衣のほうを購入いたしました。26年度には、防火手袋、ヘルメット、救命胴衣というものを予定しております。これらの装備によりまして、もし火災の場合、訓練の場合に、本当に安全の確保ということで、助けになるというふう考えております。

先ほどちょっと御質問の中にありましたけれども、他市町と人口、そして団員の数というこ

とで見ていきますと、ちょうどこの近辺では中間辺ですので、それなりに充実をしておると思えます。また、本当に大きな災害は除きまして、通常であれば、常備消防が岐阜市さんにお世話になっておるということで、体制がきちんと整っておりますので、普通の火事の場合は特に心配はしておりませんが、大きな災害になったときには、やっぱり消防団員の確保ということと、また消防団員の力というのは非常に大事でございますので、そのあたり、先ほど言われたようなことも含めて、やはりいろんな検討を進めていく必要があるかなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、ちょっと1つだけ、御質問にはございませんけれども、防災無線等が聞きづらいという話が特にいろいろあるわけですが、これにつきましては増強をしているということも含めましてですが、この3月からホームページに防災無線を流した内容を一応載せるようにしておりますので、またこれらについては、5月号の広報ぐらいでお知らせをしたいと思っておりますけれども、試験的にそうしたことも始めましたので、またちょっとごらんになって、御意見をいただきたいと思えます。

[13番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 私はずうっと一貫して、この防災に関しては執行部のお考えをいろんな角度でお話を聞いてまいりました。

今回は、消防団の方の、本当に今部長がおっしゃるように、有事の際に消防団の方に最前線で活躍していただくことをお願いもしなければいけませんし、実際はそうであるというふうに思えます。地域防災の中核として、消防団の方が位置づけられたことが明確になりましたから、これからはいつ来てもおかしくないと言われる災害に対して、この地域の災害対策は本当に待ったなしだと思えますので、いろんな角度から問題点をしっかりと追求して、議論をしていきたいというふうに思えます。

次の質問に移ります。

瑞穂市の業務継続計画（BCP）について伺います。

これをいろいろ調べてみますと、業務継続計画と事業継続計画、どちらもBCP（ビジネス・コンティニューイティイー・プランニング）としての内容であることを確認させていただいた上で、最初に、この業務継続計画とは何だということですが、「人、物、情報及びライフライン等、利用できる資源に制限がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講ずることにより、大規模な地震発生時にあっても適切な業務執行を行うことを目的とした計画である」というふうに、今読み上げた文は、自治体の業務継続計画についてホームページで検索したものでございます。

国の防災基本計画にも、企業防災の推進を位置づけています。当市も立派な地域防災計画が

ありますが、岐阜市の業務継続計画を調べてみますと、やはり単なる計画のための計画ではなく、その目的として、ちょっと時間がないので紹介できませんけど、目的の内容には、「災害発生時にあっても円滑に業務を遂行し、行政機能の早期復旧のための事前対策として策定するものである」としております。

そこでお伺いします。

当市は、業務継続計画（BCP）を作成しておられますか。また、作成の必要性と計画についてお伺いします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） ただいま業務継続計画についての御説明がございました。

私どもも、一部の個別の業務、電算業務等を初めましてできているものと、下水・上水等は今策定に入っておりますし、といて、全庁的にはちょっとまだ今進んでいない状況でございますので、早急に計画のほうを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

なお、地域防災計画には、先ほど言われたように計画が策定をされておまして、また今、新しい項目を加除している状況でございますので、よろしくお願ひします。

〔13番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 岐阜市のBCPでは、基本方針というもののの中で、1の4という項目では大規模発生時、1の4の1ですけれども、大規模災害から市民の生命・身体及び財産の保護を守るとしております。実は、ここまでは瑞穂市の地震対策編、第1章総則、第1節方針、1. 目的に、市の地域並び地域住民の生命・身体及び財産を地震災害から保護することを目的とするとあります。ここまでは同じでございます。実は、こんな分厚い地域防災計画でございます。私自身が読み切っておらないかもしれませんので、お伺いをするわけでございますが、岐阜市のBCPでは、その2の中に、継続性の高い通常業務の特定による行政サービスの継続、また3では、非常時優先業務に必要な人員、資源の確保のため、全庁横断的な調整、また4では、職員の居住地、部局別の参集予測、要するに有事の際に職員さんがどこに住んでおられて、どんな形でこの時間なら集まってこられるとか、そういったことも全部網羅されております。また、5の3では、対策本部となる庁舎を初めとして、公共の建物の全てないしほとんどの建物に関して耐震性等、事細かく網羅されています。有事の際に、災害対策本部が市役所に設置できるか、できないことも想定の範囲にしておかなくてはならないというふうに考えます。

さらに、有事の際は、先ほどの消防団と同様に、地域のマンパワーが結集して、その対応に当たることの重要性は、阪神・淡路大震災、また東日本大震災で、被災地での対応が私たちにとっては大変大きな教訓になったのではないのでしょうか。地元企業さんとの連携も非常に効果的で、重要と考えております。

これは記憶も新しいところだと思いますが、平成17年4月25日、JR福知山線脱線事故における民間企業の救助活動、日本スピンドル製造株式会社さんのとった行動や、これは時間がなからまた調べていただければ、本当に突発的な事故に対して仕事をとめて、社員さんがその救助活動に当たった。また、先月2月14日の大雪の中、立ち往生をする人に対して無償でパンを配った山崎パンの社員さんの行動等は、大変多くの方に絶賛をされておられます。阪神での大震災、東北での大震災、被災地では、皆さんが被災者にもかかわらず、助け合いの精神で一体どれほどのドラマがあったことかと思えます。

今、民間にあっても、このBCPを率先して取り組んでいる企業があるというふうに聞いております。有事の際、先ほども言いました、そういった地元民間企業さんとの連携を本当に大切だと考えておりますが、地域においてマンパワーを結集する対策は執行部として考えておられますかどうかをお聞きします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） まず、BCPのほうにつきましては、他市町に比べて少しおけていることを、本当に申しわけなく思います。早速、作成のほうに移りたいと思います。

また、マンパワー等と言われました。これはいろいろなマンパワーがございまして、26年度は校区ごとに地域の皆さんと一緒に避難所が開設できるように、自治会長さんを初め各種団体の役員さんに呼びかけてまいりたいと思います。

また、事業所でございますが、商工会に入ってみえる事業所さん、防火協会に入ってみえる事業者さん、幾つかありますので、そうしたところへも話題ということで、そうした地域への参加、また災害時の協力等を呼びかけていきたいと思っております。

なお、建物等につきましては、今現在、瑞穂市の全ての建物が、ほぼ耐震性は一応最低限は確保しておると思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔13番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） この質問で本当にお伝えしたかったことは、先ほど民間企業さんの話をさせていただきましたが、本当に有事の際に、例えばインフラが何かあった場合は、すぐ対応していただけるということは当然網羅されておるわけでございますが、そういったこととは別に、やっぱり地域、市民一丸となって災害に対応しなければいけないことが想定された場合に、やはり民間企業も含み、マンパワーの結集がリードできるのは行政の方々だと思いますので、その辺を本当に取り組んでいただければというふうに思います。

3番目の質問に移ります。

少し形は変わりますが、ヘルプカードの普及についてお伺いします。

ヘルプカードというのは、ちょっと小さくて見にくいものでございますけれども、インター

ネットで見ただけでございます。誰しもが一目でわかる共通のヘルプカードとは、知的障害、また聴覚障害や内部障害のある方に携帯していただくカードで、大きさは運転免許証ほどのものがございます。プラスとハートマークの記号が縦に並ぶヘルプマークに、赤字で「あなたの支援が必要です」と書いてあります。緊急の連絡先や、必要な支援の内容が記されているものがございます。災害時、要援護者への対応と同時に、平時でも支援を必要とする方のためのヘルプカードというものでございますけれども、これの普及を考えておられるかどうかをお聞きします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） ただいまヘルプカードについての御紹介がございました。

障害のある方、難病等に罹患をされている方ということで、非常時にいろんな困ったことを書いておいて、それに対して手助けをするということで、東京都が起用を促進されたものがございます。声をかけやすく、またかけてもらって、手助けをするということでございます。

私ども瑞穂市においても、瑞穂市の防災カードを作成しまして、ホームページに張りつけております。こうした裏面にヘルプカードの項目、要はこういうことをしてほしい、ああいうことをしてほしいということの項目を書くということですので、その辺も含めて、また検討させてもらいたいと思っております。

障害のある人や市民の人に、周囲の人が優しく思いやってやるということは非常に大切なこととございますので、福祉部とも協議をして、またそのあたりも検討したいと思っておりますので、よろしく願います。

[13番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今、部長から紹介していただきました。

こういうことに先進的なのは、本当に東京都でございます。人口も多いということもありましょうし、またそういう障害を持っておられる方もたくさんおられるのかな。いずれにしても、障害の方、また健常者との兼ね合いですけれども、日本というのは、障害者と健常者が共存できるようなバリアフリー社会というふうになっているのには、まだまだほど遠いのではないかなというふうに思います。大震災なんかが起こりますと、障害者は健常者では考えも及ばないような困難に遭遇することが想像できます。

今、お話がありました、東京を初めとした先進的に取り組んでおられる事例などを参考にして、障害者への理解を深め、つながりのある地域づくりを目指すためにも、ヘルプカードというものの普及等、これに限らないわけでございますけれども、進めていただきますよう御検討をお願いします。

次の質問に移ります。

今度は、支援を求める方とはまた逆な形になりますけれども、認知症、また在宅介護者を支援する取り組みとして、介護マークというものがございます。ちょっと小さいですけれども、こういったものでございます。

要するに、介護中ということを明確にして、介護しておる方が首から掲げて、わかるようにするものでございますけれども、介護者を支援する人をサポートしている自治体というのが非常にふえているということでございます。要援護者ヘルプの福祉事業の強化と考えますけれども、この介護マークの普及をどのように考えておられますか、お聞きします。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 若井議員からの御質問の介護マークでございますが、私どももこの質問をいただくまで、介護マークというものの存在が私の中ではございませんでした。

調べてみますと、デザイン的には、先ほどの若井議員がお示ししていただいたものは、ミカン色の手のマークというようなところなんですけど、そもそもこれが出ました発端というところですが、平成21年に、静岡県主催の認知症介護家族との意見交換会の後に、介護家族の方から、認知症の人の介護は外見では介護していることがわかりにくいということで、誤解や偏見を持たれて困っている。そこで、介護中であることを表示するマークを作成してほしいということが発端であったというふうに聞いております。このマークの作成以来、全国7県、103市区町村で作成・配付されているという実態がホームページ等で広報されておるところでございます。

現在、瑞穂市においては、この取り扱いということは、まだ何も具体的にどうこうするという段階ではございませんが、この26年度、新年度中にもとす広域連合第6期の介護保険事業計画、また、瑞穂市は、あわせて老人福祉計画を策定いたします。またこういった中での広域管内の同一歩調というようなことも含めて、検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今、高田福祉部長が紹介された部分は、多分、私も同じところを見たのかなというふうに思います。

もう少しこの部分で補足をさせていただくと、認知症家族介護が困っているというようなことが同じように紹介されておりました。要するに、サービスエリアや駅などでトイレに行く場合、介護者が付き添う際に周囲から冷ややかな目で見られるとか、男性介護者が店頭で女性用の下着を購入する際にいつも困っている。認知症高齢者を病院に連れていった際、2人で診察室に入っていくと、見た目は健康そうなのになぜ2人で診察室に入るのかと呼びとめられる。駅で切符を買うときや、スーパーで買ったものを袋詰めしているときに、認知症高齢者は目を離したらわずかな間にどこかに行ってしまうことがある。通りがかりの人に、少しの間、見守

ってほしいと頼むことが大変である。こういったようなことがお困り事として出てきて、こういうことを作成するに至ったというふうに紹介をされておりました。

今の、この介護マークは、やはり私もその人の立場になってみなければわからないことではございますが、今、福祉部長の答弁がありましたように、やはりそのこともしっかりどんなときに役立つかを十分検討していただいて、御検討を願えればというふうに思います。

最後の質問に移ります。

昨年の9月議会の折にも、これも高田福祉部長に質問した内容でございますが、健康マイレージというものについて、再度質問をさせていただきます。

こういうことは、静岡県が非常に進んでおるのかなというふうに思うわけでございますが、静岡県のホームページから、この健康マイレージ制度というのをちょっと紹介させていただきます。

県民の健康づくりを促進する新しい仕組みであり、日々の運動や食事などの生活改善や、健康診断の受診、健康講座やスポーツ教室、ボランティアなどの社会参加など、市町で決定した健康づくりメニューを行った住民が特典を受けられる制度です。特典を受けることが目的では当然ないわけでございますが、今、1997年4月に3%から5%に引き上げられて以来、17年ぶりに現行の5%から8%に消費税がいよいよ来月引き上げられることになっております。その主たる目的は何であるかといいますと、社会保障制度、いわゆる年金、医療、介護のセーフティーネット機能の強化、また子育て支援の充実のための安定的な財源の確保であります。

しかし、現状は、医療費などがふえ続ける一方であります。9月議会での同じ質問に、高田福祉部長は、自分の健康は自分で管理し、維持するのが原則であり、県内で実施しているところはないが、効果を出す一つの方策であり、調査・検討したいとの答弁をされておられます。その後の調査、御検討についてお伺いします。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 健康マイレージについての御質問でございますが、9月議会で質問をいただいて以降、先駆けとして静岡県というお話がございましたが、静岡県の中では、袋井市というところが平成19年度に実施したのが先駆けで実施されており、またその後、静岡県内の中で、県がふじのくに健康長寿プロジェクト健康マイレージという支援事業を立ち上げて、それに県内の各市町村の中で協力をしていただけるというところが9市町出てきたと。これが平成25年度からの取り組みというふうに聞いております。

現実に、各数値がどのように向上したかというところのものがまだ出てきておりません。私どもとしてもまだつかんでおりません。調査いたしました、つかみ切れておりません。また、その後、愛知県内でも高浜市とか豊田市も、健康マイレージという事業に取り組まれておるといふふうに調査の結果わかってきております。

前回にもお話をさせていただいたところでございますが、健康づくりそのものは、お一人お一人の意識がなければ取り組みの成果は上がらないというふうに考えております。各個人がどう取り組むかの意識の問題であるというふうに考えております。

現在、瑞穂市では、平成24年度からの10年間の計画期間として、瑞穂市健康増進計画を策定し、実施中でございます。健康づくりの推進の観点といたしまして、自分の健康は自分で守ることを理念のもとに進めてまいっているところでございます。今後、生活習慣・食習慣の見直し、これらを見ずからが改善し、継続できるように地域に出向き、保健指導や健康教育、訪問指導を行っておりますので、こういった事業の取り組みが今は大切かというふうに考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今、スポーツロジーという新しい学問が注目をされているというふうに聞きました。聞きなれない名称ではございますが、これは科学的根拠に基づく、今、福祉部長もおっしゃいましたけど、習慣的な運動によって、生活習慣病や予防や治療、要介護につながる高齢者の転倒、骨折防止、認知症や鬱病の予防などを図る新しい学問であるというふうにちょっと調べさせていただきました。

聞きなれない言葉でございますけれども、そういった科学的な根拠に基づいて健康をサポートしていく、そういった研究の中で、本市は今、運動公園等の必要性の賛否が問われております。その目的は、まだまだ十分に検討されていかなければならないと感じておるわけですが、老若男女問わず、かかわる多くの市民が健康推進のために使えるような施設であるのかどうか、また専門の競技者が最優先される施設であるのかどうか、そういった内容等も含んで市民の声を十分に反映し、そこはしっかりと議論をしていけばよいというふうに考えますが、例えば、こういった施設のようなものの建設がハード面とするならば、この健康に対していろんな形でお一人お一人が取り組むこと、そういったソフト面でも、今は健康推進課を中心にやっていただいておりますが、今以上に健康促進に力を入れることで市民の健康への意識がより高まり、その結果、医療費・介護費の削減につながることを目指す、私はこのことが非常に大切であると考えます。

これも、昨年の9月議会において質問させていただいたことですが、65歳以上の高齢者の方に対して、肺炎球菌予防ワクチンの公費助成の質問の趣旨も、病気になってしまってから発生する莫大な医療費、それを健康な状態で維持することに予算をかけていくことが医療費であるとか、介護費の削減に効果的であるというのは、誰しもが考えられることではないでしょうか。また、他市町の実例は実例として、また実績は実績として、以前より提案しておる「福祉のまち瑞穂」というものを宣言されて、まだまだ人口がふえる瑞穂市でございます。そういったこ

とに取り組みられてはと思いますけれども、そのお考えを伺います。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） ただいま福祉のまち宣言という提案というふうに受けとめましたが、確かに瑞穂市は若い若いと言いながらも、着実に地域的には高齢化が進んできております。いつまでも若い瑞穂市というわけではございませんので、そういった方々が健康で過ごしていただけるということは、皆さんが望むところかと思えます。

また、宣言ということに関しましては、また一度市長とも検討させていただき、そういった方向性が出せるのであればというふうには考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 昨日もある方からお話を伺いました。

本当に瑞穂市は人口がふえておる、これは言いかえれば、本当に住みやすいまちだということで、いろんな条件があって住みやすいまちだということで、こちらに越してこられる方が多いから、考えがあるから、このまちに越してこられる。それは、やはりいろんな条件はあるとは思いますが、このまちに来て本当によかったと思われることは、いろんな部署の方が、いろんな角度で考えておられることとございますし、私は公明党としまして、福祉の公明党ということでずうっと言わせていただいておりますので、今お話がありました、やっぱり住みやすいこと。福祉というのは、今お話ししました介護とか医療とかだけでは決してございません。本当に若い世代の方がこのまちに住んでいただいて、しっかりと子供をつくって、育てていただく、そういった子育て支援もしっかり出されているかどうかということも含めまして、「福祉のまち瑞穂」ということをうたっていただければというふうに願うわけでございます。

いずれにしても、今質問させていただいた今回の大きな目標というのは、質問の内容は、有事の際に消防団の方の活躍、そして消防団に限らず地域全体を支える行政主導で民間のマンパワーを結集する力、そして同じように、有事の際だけに限らず、平時の際でも支援を求めておられる方への手厚い保護と、またそれをサポートされる方への配慮というか、介護マーク等もそうでございます。そして最後に話しました、全体的に消費税が上がるこの目前に、やはり私たち瑞穂市の市民から使わなければ損だと思えるような医療費とか、また介護費、これ当然使っていただかなくてはならない方には、手厚い法でございますから使っていただいて、要支援1・2を法的な部分で民間に託した瑞穂市でございます。やはり市全体が健康なうちに、健康をしっかり維持していただくようなことを強く発信していただけるようお願いを申し上げまして、公明党の会派代表としての質問を終わらせていただきます。

○議長（星川睦枝君） これで、公明党、若井千尋君の質問を終わります。

次に、民主党瑞穂会、広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 皆さん、改めましておはようございます。

傍聴者の皆さん、早朝よりありがとうございます。

議席番号9番、民主党瑞穂会、広瀬捨男でございます。

議長から発言のお許しを得ましたので、通告に基づき、会派代表質問をさせていただきます。

まず初めに、投票率の低下について、ダイニングサポート事業の充実について、特定健診等の推進について、前立腺がんの検診について、以上4点について、執行部の御意見を賜りたいと思います。

以下、詳細については、質問席から行いますので、よろしく願いいたします。

投票率の低下について、お伺いをいたします。

平成23年4月10日の岐阜県議選、無投票を除いた投票率は平均で45.7%。これは、4年前の投票率が52.47%で6.77%も下がり、投票率も50%をついに下回りました。ちなみに投票率の高いところの選挙区を申し上げますと、飛騨市80.93%、中津川市が64.91%、揖斐郡60.10%、不破郡が55.20%で、本当に残念ですが、瑞穂市においては38.57%であります。また、同年4月24日の市長選は3市町ございましたが、投票率は土岐市が70.60%、山形市が60.27%、瑞穂市が44.71%でありました。

そこで第1点として、過去の選挙区ごとの、投票区ごとの投票結果についてお尋ねをいたします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 各投票区ごとの、過去の選挙ごとの結果はどうかということでございます。

最も新しい昨年7月の参議院議員選挙は、全体で47.81%でした。高い順で申しますと、本田、別府、美江寺、唐栗、古橋、穂積、生津、牛牧となっています。最も高い本田の投票率は53.57、最も低い牛牧の投票率は42.88%ということで、10%以上の差がございます。

また、その前の県知事選挙になりますと、全体では28%でございます。高い順で申しますと、唐栗、美江寺、本田、別府、古橋、穂積、牛牧、生津ということになっています。最も高い唐栗が32.72、低い生津が22.99と、ここも10%ほどの差がございます。

全体的に見ますと、本田、美江寺の投票区が上位を、中位が古橋、穂積、そして牛牧、生津というところがちょっと低くなってきているようでございますが、実を言いますと、牛牧の投票区というのは、市内でも今現在最も大きい投票区になってしまいました。以前は、本田以上にも高い投票率でしたけれども、やはり新しい方がふえまして、まだまだこの地域になじんでおられないということで、どうしても低くなるかなというふうにも考えております。

また、市会議員の選挙とか市長選挙になりますと、唐栗とか美江寺の投票率が高くなってお

りますし、県議会議員の選挙になりますと、別府の投票率が高くなっているということでございますので、選挙によっても、また地域的な特徴が出ると思っております。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

○9 番（広瀬捨男君） ただいま過去の選挙の各選挙区ごとの結果を早瀬部長より答弁いただきました。

参議院選挙も、本当に25年7月に行われたんですが、やはり高いところと低いところがさっき言われたように10%強あり、いずれも低い投票率であると思います。また、知事選においても全体では28%と、本当にこれで信任になるのかというような低い投票率でございます。これもまた選挙区ごとの、先ほど細かく言われましたが、10%弱の投票区ごとの投票率、高いところと低いところがあるわけでございます。また、直近の市議会議員選挙、市長選でもやはり低いわけございまして、先ほどお話がありましたように、地域的には相当差があるわけでございます。県議会議員選挙につきましても、全体の考え方といたしまして、別府投票区が割と高かったということとか、市長の場合は唐栗地区、そういうことで、やはりなるほどなあというところもうかがえるんですが、いずれにしても低い投票率であると思います。

それで今、私、お願いをしなかったんですが、国政選挙と地方選挙の投票率がお手元にありましたら、男女差の投票率を聞かせていただけたらありがたいんですが、よろしく願います。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今、男女の投票率はどうかということでございます。

国の参議院、県知事、それから衆議院は、男性のほうが女性の方に比べて2%ぐらいずつ高くなっています。一方、地方の市議会議員選挙、市長選挙、県議会議員選挙になりますと、女性のほうが2%から3%高くなっているという状況でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

○9 番（広瀬捨男君） 私もそんなふうに思っていたんだけど、ちょっと最近見ていないものですから、質問項目に入っていないのにありがとうございました。

議長、済みません。

○議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

○9 番（広瀬捨男君） 投票率の向上に向けての施策について、お伺いいたします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 先ほどから、投票率が非常に低いということで、県下でいきますと、どうしてもこの瑞穂市、岐阜市、岐南町、大垣市というところで、どの選挙も最下位のほうに

位置をしていることは本当に申しわけなく思う部分もありますが、このところ少しずつ上がっていくような気配があります。全体的に見ますと、投票率の高い選挙と低い選挙とで何が違うかといいますと、やはり争点がしっかりしているかどうかということがございますし、候補者の方がどの方であるかと、急な解散とか、立候補を表明されるのがおそくなったり何かしますと、どうしても投票率が下がるということがございます。

その対策といいますのは、本当になかなかいい、これといった対策はございません。私どもも成人式における啓発、それから選挙期間中においては学生さんの立会人、明るい選挙のポスターの募集、各種団体の代表者からなる明るい選挙推進協議会の皆さんの呼びかけということで、二、三年前から明るい選挙推進協議会の皆さんということで、各種団体の役員さん等にも集まっているいろんな会議をしておりますので、またこうしたところからの啓発などを進めてまいりたいと思います。また、期日前投票とか当日の投票で、若い方が家族の方と一緒に来られるという姿も少しずつふえてきているのではないかなと思っております。

今後でございますが、議会報告会や行政報告会、まちづくり基本条例に基づく多くの私どもからの情報提供、また皆さんが、いろんな機会に参画をされる機会をふやすこと、また自治会や校区の話し合いやまとまりが出てきますと、より行政と市民の距離が縮まりまして、一体感が増すということで、必ず投票率は上がると確信をしております。選挙時には、総力を挙げて投票率の向上に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

しかし、前向きのように見えるんですけど、本当にそれで上がるのかなあと、私半信半疑なところがあるわけですが、御承知のように、ことしのちょうど岐阜市長選があるときの2日前だったと思いますが、ある地方新聞に載った記事を読んでも見える方も多いと思いますけど、ちょっと読み上げてみたいと思います。

タイトルはSC、大型ショッピングセンターの略だと思いますが、投票所、商店街で特典、アイドル啓発という大きな見出しで、投票率アップ作戦、全国の例、岐阜市長選でもということを書き始めで、26日告示の岐阜市長選まであと2日、4年前の前回選挙では投票率が39.54%で低迷したことから、岐阜市にも導入できそう。全国の投票率アップ作戦を調べてみたということで、調べて、そういう記事が載っていたんですが、島根県の松江市選管では、昨年4月の市長選で、大型ショッピングセンターに期日前投票所を設け、有権者の5%強の8,676人がその大型ショッピングセンターで投票をされ、全体の投票率は63.07%と飛躍したわけがございます。特に、若い世代を投票に導く効果があったと松浦事務局長は胸を張る。運転免許証などで本人確認ができれば、ふらっと立ち寄った買い物客も1票を入れられる便利さが

特徴だ。同市選管が、大型ショッピングセンターに投票所を設け、開設したのは2012年の選挙から、通信網の工事で初期費用500万かかった。2回目以降は不要で、SCの協力で非常にありがたいと。岐阜市でも正木のマーサ21、柳津町のカラフルタウン等々にそんなことをすればよさそうということが1つ。

そしてもう1つは、東京都の新宿区の早稲田商店街は、2004年から選挙投票を済ませた人がもらえる証明書を持参すると、加盟店がサービス事業を始めた。例えばですけど、生花店はもやしプレゼント、中華料理店なら杏仁豆腐サービスなどなど、特典は各商店が決めます。定食屋さんを営む、証明書で100円引きする山内康行会長さんは、サービスのために投票に行く人もいるかなあと考えるぐらいだということをおっしゃいます。選挙をきっかけに、商店街で買い物する客もふえる可能性もあると考えておられるわけです。これらの先進事例を岐阜市選管に伝えたところ、考えていませんとつれない返事だったそうです。SCの投票所は初期投資の予算がなく、毎回会場の確保ができないと投資が無駄になるというのが理由だそうです。一方、柳ヶ瀬の商店街振興組合の会長は、会員からはそんな提案がなかったということだったそうです。

そして、市選管といたしましては、今回実施する新たな選挙には、岐阜などの女子大学生22人でつくるグループSNK22による啓発活動、NPO法人ドットジェイピー東京の発案事業で、柳ヶ瀬商店街などでビラ配りをする、若い人の声を政治に届ける手助けをしたいという。市選管は、新たな地元アイドルは投票率アップに貢献してほしいと願っているということですが、御承知のように、激戦のように見えた投票率も非常に低かったと思うんです。

それで、私はそれについて考えるんですが、やはり今の東京の話だとか、島根県の松江市という、島根県で唯一20万を超える都市だと思いますが、そんなところがこういう画期的なことをやって、瑞穂市はどうかということとはまた違うと思いますが、私はここで、先ほど真面目で本当に実直な総務部長がいろいろと言われましたんですが、やはり私は昔というか、花よりだんごという話があるんですけども、東京の早稲田商店街の会長が言われるように、それでひょっとしたらふえるかもわからんと。

ちょっとその辺に知人がおまして、あの辺は若い学生さんも多くて、そういうこともあり得るかもわかりませんが、瑞穂市として、大型ショッピングセンターに松江市のようにやるということは非常にいいことですが、これはまだ非常に予算が伴うことだと思うんです。500万も投資して、また長い間期日前投票をやるということは、やはり人件費も相当要ると思いますので、後段にいました東京都の例なんかで、瑞穂市の商工会等々の協力を得ながら、何とか投票した証明書により何かいい方法はないか、その辺についての市の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） ただいまの御提案は、1月24日にある新聞に載っておりました。

岐阜市長選挙で、何とか投票率を上げようということで全国の状況を勧められたということでございますし、私ども瑞穂市においても、名古屋紡績の跡地に今大型ショッピングセンターができておりますので、皆さん、買い物ができるということで楽しみしておられる方が非常に多いということを知っております。近くの自治会の中から、そうしたお声が上がったということも実際に聞いております。

また、先ほどの東京都の商店街、投票済み証を持っていくことによっていろんなプレゼントをもらおうと。これもなかなか楽しいことだろうと思っておりますし、きっと投票率は上がるだろうと思っております。以前には、多分、岐阜県でも関市さんが1回やられたかなと思っておりますが、投票済み証を使うことそのものが、このように使われるのはどうかということで、少し法的な関係では問題が残るという物の考え方をしてみえる方もあるということも事実でございますが、何らかの方法で投票率を上げることは非常に大切だと思っておりますので、また考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

〔9番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 検討をしておってもらえるんですけど、積極的でないようにも思われるんですが、やはり一遍やっただくということをお願いしたいと思うんです。そんなに金がかからないし、商店街もいいんだし、商工会にもいいことですし、本当にこれで上がれば別に違反になるわけでもないし、大きなところで、東京のど真ん中でやっておっても、前からやっけていても捕まらないし、そんなこともないと思っておりますので、ぜひ地元を育成する。今の安倍総理じゃないけど、いいことを言ってみるものですから、それにあやかれというようなことは決して言いませんが、やはりできることは、それは私たち自体も、市議会選挙のときに投票率が低いということは私たちの責任でもあるんですが、やはり市議会としてもいろんな議会報告等、あるいは意見交換会等をやっても、来ていただけるけど、メンバーが限定されているという、私たちの力不足もあるんですが、やはり先ほど言いましたようなことも地元のためでありますし、本当に一石二鳥、三鳥になるかと私は思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

市長さんにちょっとお伺いするんですが、どんなようなお考えで、今、部長からは回答をいただいておりますが、その辺のところをよろしく願います。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 投票率の低下によると、これをいかに投票率を上げるかということにつきまして、御質問をいただいております。

総務部長のほうからいろいろお答えをさせていただいておりますが、いずれにしても、

どんな選挙におきましても、選挙の中身の争点といいますか、それによって大きく変わってくるわけでございます。特に、国政で今の消費税を上げるとか、そういったことにかかわるあれとかだったら、本当にそれぞれの市民の皆さんは関係がありますので、投票率はおのずと一言なくも私は上がってくると思います。やはり選挙の争点、また政策の争点によっても違いますが、私どもの瑞穂市は、御案内のように人口がどんどんふえております。合併して、これで約5万3,000人になろうとしておりますが、6,000人ぐらいふえようとしております。入ってみえる方は中に入ったばかりでありますし、また賃貸住宅にお見えになる、ここに永住をしないという人も相当な数がお見えになるわけでございます。そういう関係で、選挙に対する関心度が低いといいますか、本来でございましたら、市長選挙とかいうものは、本当に60%、70%ぐらいは行かなくてはいけないわけでございます。

先ほど広瀬議員から、県内の投票率の高いところはどんどん人口が減少していくところがございます、そういったところにおきましては、もうずっと長いことお住まいの人、こういう中での選挙でございますので、やはりいろんなこともわかっておりますので、投票率も高いわけでございますが、私どもの瑞穂市はどんどん人口がふえておるところでございます、都市近郊でございます、投票率を向上させるというのは本当に難しいところでございます。先ほど御提言もございましたので、そういったことも今後検討する余地があるなということも感じております。また、内部でいろいろ検討も加えてまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 市長、ありがとうございます。

本当に前向きに、そんなに金がかかることなく、喜ばれることですので、ぜひ一度やっていただきたいと思います。

それでは、第2点に移らせていただきます。

ダイニングサポート事業についてお尋ねをいたします。

ダイニングサポート事業は、ひとり暮らし、または高齢者夫婦のみの世帯で、食事をつくるのに困っておられる、そしてまた見守り、安否確認ということで配食サービスをする仕事でございます。平成18年度から開始されてきましたが、当初は普通食が600円、特別食、いわゆる飲み込みにくいという人はミキサー食とか刻み食、そして健康食といまして、糖尿病だとか腎臓病という方には、一日も早く治るようということで、それについては700円で病気に合ったすばらしいものが配達をされていたわけでございますが、近隣市町より非常に高いという声がありまして、質問も何回もさせていただいたんですが、24年度から普通食が100円引きの500円で、そしてまた特別食も100円下げていただいたんですが、私なりにいいなあと思ってい

たんですが、それでも老夫婦2人の人から電話がございまして、1人ではございません、数人からありまして、昼食と夕食をこれだけとったら、私のところはそんなに年金もないし、本当に一流企業に行っておるならいいけど、小さなまち工場におりましたら年金は少しあるだけで、とてもやっていけないと。家内と昼食だけを2食もらって、それで夕食を少し足しにして、ちょっとというようなことでやっているが、それでもやはり困るということがありまして、それから再三いろんな方からも話がございまして、再度質問をさせていただきまして、そのときに本当に感謝しておるんですが、執行部の温かい前向きな検討で、25年度から普通食が350円、先ほど言いました特別食のほうは450円となり、本当に利用者から大変喜ばれているわけがございます。

そこで、平成18年度からの年度別の利用実績、今年度は見込みについて結構ですので、実績をお願いしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 広瀬議員からのお尋ねでございまして、平成18年度から瑞穂市ではこの事業を開始してまいりました。開始当時は、食事を業者がつくって、配達是有償ボランティアというふうで実施をしてまいりまして、調理と配達に分かれておりましたが、現在は、調理と配達を一元化した事業者へ委託をしておるところでございます。

お尋ねの平成18年度に関しまして、利用者の年平均として54人、利用回数が延べ1万3,072回、平成19年度が年平均55人、利用回数延べ1万7,556回、平成20年度が59人、1万9,172回、平成21年が50人、1万5,128回、平成22年51人、1万3,723回、平成23年49人、1万3,719回、平成24年46人、1万5,216回、平成25年でございまして、こちらは2月末までの数字でございますが105人、2万8,149回と、議員御紹介のように、平成25年度250円の補助として個人負担が350円になったことによって、より手ごろな価格ということの結果として、前年より利用人数は倍増しておりますし、利用回数も大幅にふえておるところでございます。

現在の登録者数としては約180人と、まだ登録利用者が毎月毎月上がってきております。ほぼ毎日利用してみえる方もございます。こうした毎日の配食の見守り、声かけ訪問、近年いろいろ話題となっておるところでございますが、希薄な家族関係、コミュニティーを補完するものとして、なくてはならないものとなりつつあるというふうに考えております。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

こんなにふえておるとは思わなんだ。倍を超えると思うんですが、本当に温かい、前向きにこんなふうに下げていただいて、近隣も大きいところですので、いろんな面で努力していると

思うんですが、瑞穂市程度のところはちょっとまだ始めていないところが多いように伺っておりますが、先ほど市長も言われましたように、ふえてくるのもやはりいろんな面があると思っておりますけど、よそに負けないような、大きい市に負けないような施策ということも一つの原因だと思っております。ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。

それでは次に、特定健診等の推進についてお伺いをいたします。

平成20年度から、特定健診という健診制度になりました。その目的は、メタボリックシンドロームの危険因子を持つ人を早期に発見し、生活習慣病予防とともに医療費の抑制につなげていくということで、国が大きく健康診断ということを始めたと考えております。

やはりそれで、医療費の節減になるということですが、平成20年以降の特定健診実施率及び特定保健指導実施率等、受診率向上の施策及び医療費の抑制効果についてお尋ねをいたします。

○議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） ただいまの広瀬捨男議員の特定健診についての御質問にお答えいたします。

特定健診の実施率につきましては、平成20年度が43.0%、平成21年度が44.1%、平成22年度が44.9%、平成23年度が44.2%、平成24年度が43.6%ということで、法定報告は完了しております。なお、平成25年度の法定報告は、平成26年11月に発表される予定でおりますので、現在2月1日現在の数値といたしましては、42%ということになっております。

また、特定保健指導の実施率の法定報告でございますが、平成20年度が4.5%、平成21年度が21.8%、平成22年度が16.6%、平成23年度が27.7%、平成24年度が14.3%ということになっております。

次に、受診率向上のための施策についてのお尋ねでございますが、平成25年度の取り組みを順に紹介させていただきます。

まず4月になりますと、自治会長会議の開催があり、その場で、特定健診という制度があること、並びに御近所の皆様にもぜひ受診していただきますよう協力をお願いしておりますとともに、また市内の医師会等の御協力をお願いしております。

次に、5月から9月までは、広報誌に特定健診の記事を掲載しております。市内の公共施設及び医療機関にはポスターの掲示をお願いし、7月には特定健診の受診勧奨チラシを全戸配付しております。

特定健診は、7月から9月までという3カ月の間で実施されており、終了間際の8月末ごろには、60歳代の未受診者2,889人に再受診といたしますか、受診勧奨はがきを再度郵送しております。特定健診の受診期間が終了しました10月以降も、人間ドックに対する助成は実施しておりますので、相談があった場合には、人間ドックを受診されるように勧めるとともに、また特定

健診に相当する健診結果を提供いただくよう依頼しております。

また、平成25年度から始めた新しい取り組みとしましては、受診券発送時に、過去直近の健診結果データを同封することになりました。結果がよかった方も悪かった方も、1年に1度ぐらいいは健診を受けたほうがよいという動機づけに役立つのではないかとということで、行っております。

特定保健指導の受診率向上の施策につきましては、積極的支援及び動機づけ支援の必要な方には結果説明会を実施するとともに、戸別訪問や電話相談等を行って支援する努力をしております。また、その結果で、フォローアップメニューといたしましては、スリムアップ教室を毎月2回以上、またそのうち昼間来所できない人のためには、夜間開催を毎月1回、保健センターにて開催しております。ぜひ参加していただきたいと思っております。市民の皆様には、医療機関で特定健診を受けるだけでなく、またぜひ健康推進課に出向いていただきまして、保健師の説明を聞いていただき、進めていただきたいと思っております。

最後になりますが、医療費の抑制効果の御質問でございますが、皆さん御存じのように、医療費は年々増加しております。平成20年度の保険給付費は約26億2,000万円でしたが、平成24年度には30億円を突破し、今年度は約32億円になろうかという見込みがされております。5年で約5億円、20%の増加率となっております。

しかし、岐阜県の国保連合会からは、データが提供されておまして、平成20年度から24年度までの5年間連続して、特定健診を受診したうち、メタボと判定され、特定保健指導の積極的支援が終了したメタボ基準該当者は、平均で何と47%もの人が翌年の特定健診時に症状が改善しておりました。支援の翌年にメタボが解消された人の割合は、メタボまたはメタボ予備群と判定された人のうち37%になっております。このように、特定健診及び特定保健指導の医療費抑制成果は即効性があるのではなく、また目に見えにくいものでありますが、現役世代からの健康づくり対策を推進するためにも、こうした取り組みを続けることが非常に重要と考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 細かくありがとうございました。

ちなみに、努力しておっていただいて、前年度をちょっと見せてもらったんですけど、非常に全県下でも一番上位の受診率、あるいは実施後のフォローもきちっとやられておるということは聞いていますけど、先ほど市民部長が言われましたように、これだけ細かく催促をしたり、いろんなことをやっておっていただけることについては、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

それで、後の項目のときにちょっとやらせてもらいますので、前立腺がんのほうのところ、関連してまた全体的にお願いしたいと思います。

4点目として、前立腺がんの検診について。

前立腺がんの検診についてお聞きいたします。

瑞穂市は、平成15年度から数年間実施されましたが、その後、中止されております。近隣市町は、先ほど伺ってございました特定健診の中で実施されるということで、近隣の瑞穂市より人口の多いところは、やり方は多少差異がありますが、県内のところをちょっと電話で聞き込んでみたんですが、全部何らかの方法で前立腺がんを定期的にやってみえるところが割と多いわけですけど、瑞穂市は悲しいかな、国の指導ではないんですが、がん研究何とかという財団ではないんですが、財団法人のほうはそんなことを言っていないんですけど、いろんなP S A検査では余りということで、それからぴったりととまっているのは、瑞穂市以下の人口の少ない市町と思っております。市町といっても市だけお聞きしておるわけですが、そういう点について、やはりこのがんは定期的にするということで、男性特有な病気で、特に食事が欧米化したということで、日本の高齢者も本当にこういうのが多くなってきて、初期段階はほとんど自覚症状はないようです。それで、定期的にはかかっていないと、実績がないということで、一時は御承知のように、梶原知事もこの病気になられたと伺っておりますが、そのころは本当に全国的に、岐阜県はむしろおくれていたんですけど、進められたということで非常に喜んでおったんですが、先ほど言いましたようなことで、どんなことをやっても完全ということではできないものですから、余りということが、そういう通達では決してないと思いますが、あってから、小さい市町は経費もかかりますので、ほとんどやめているところが多いんです。

しかし、先ほど言いましたように、特定健診と一緒にやれば、ある市は、個人負担で300円追加をするだけで、全体で300円ではできない、もう少しかかっているんですけど、300円を負担するだけでやれるという市町があったり、500円、600円、単独のところは1,000円とかでやって、300円に交渉するのも本当に医師会に頼み込んで、相当うちも医療費がかさむし、何とか国のため、本当に市町のためなんですけど、本人のためにもなりますのでということで、やっておみえになるところが多いわけなんです。

今後、ぜひ瑞穂市より大きいところは全部やっているんですから、その辺のところを考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 広瀬議員からは、平成23年3月、24年6月の議会においても、この前立腺がんの質問をいただいております。

瑞穂市が取りやめた経緯の要因といたしまして、独立行政法人国立がん予防・検診研究センターでの前立腺がんの検診ガイドラインというものがございまして、前立腺がんの特徴といた

しまして、高齢者に多く50歳以下では少ないこと、前立腺がんという診断を受けるのは、約半数が70歳以上の方、前立腺がんの進行は非常にゆっくりのため、それ自体が生命に影響を及ぼさない可能性があり、高齢者の3割は前立腺がんを持っていても、実際には別の原因で死亡しているというセンターでの報告がございます。

こうしたことから、また過去、16、17、18と実施していた経緯がございますが、その後も、医師会等からは個別検診にしてくれないかというような要望もございまして、そうした経費的などころも含めて、19年度からは実施をしていないという状況でございます。

現在の瑞穂市のがん検診でございますが、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業といたしまして、厚生労働省健康局長通知であります、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針であったり、がん検診ガイドラインに沿って、胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がん、肺がんの各検診を実施しております。

これらのがん検診につきましては、国のがん対策基本法に基づいて策定され、平成24年6月に見直されましたがん対策推進基本計画の指針ともあわせて、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が十分あって、科学的根拠に基づくがん検診としての効果があるということから、おくれさせながら、瑞穂市では24年度まで肺がんが未実施でございました。25年度からこの肺がんを含んで検診を実施してきたところでございます。

先ほど申しましたがん対策推進基本計画の中では、平成28年度までに子宮と乳がん検診の受診率を50%、胃と肺と大腸がん検診の受診率を40%という目標としております。今年度、瑞穂市における受診状況でございますが、子宮がん検診の受診率は12.3%、乳がん検診の受診率は16.3%、胃がん検診の受診率は3.9%、大腸がん検診の受診率は12.4%、肺がん検診の受診率は12.6%ということのように、低い数値でございました。

この状況をまずは改善していくことが課題であるというふうに考えておまして、このがん検診推進事業として出ております5つの受診率の向上を重点的に取り組まなければならないものと現在考えておるところでございます。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 時間も少なくなってきたんですけど、ちょっと考え方が私は甘いんじゃないかと思うんです。

岐阜県は大体おくらせていたんです、前立腺がんですけど。それが、たまたま国が定めた5つのがんは当然どこの市町もやっているとありますが、たまたまここは胸部だけでいいかなという感じじゃなかったと。間違いというのはどこの市町でもありますので、別にとやかく言うことではございません。それはいいんですが、ほかのことで相当、先ほど部長が言われましたように、きちっとやっておってもらえるんですが、やはりいずれにしましても、やっぱりよそ並み

ということはやってもらわないと、恥ずかしいと思うんですわ、正直言って。最初の数年だけやってやめてしまったけど、まだ続けているんです、ほとんどのところは。聞いてみてください、県内の市を。続けておって、例えばそれは判断でできるんです。市の指定医へ行きますので、PSAが1なら、もうあと2年ぐらいいいかもわかりません。だけど、3、4となれば上がる可能性があるんですから、原則によっては2年以上はよくてもやれて、1年挟んですぐやるという市町が大分ありますし、やっぱり過去の実績が1で、1と1と出ているようだったら、それで上がったらずぐやると。毎年続けておるというところはありますから、それは先ほど広瀬部長が言われましたように、一生懸命やっておってもらっても医療費がふえるので、少しでも節約するために、わずか300円というのは特別の市ですけれども、500円、600円、700円とずうっとあるので、その辺のところで医師会等とも相談し合って、どういう方法がいいかということも含めて、指定医と話し合ってもらいたいと思うんです。ほとんどの市がやっておって、瑞穂市だけがやれないということは私は考えられないと思うので、そういう点はきちっとやることだけはやっていただきたいと思うんです。

それについての考え方を再度お願いします。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 先ほどもお話しいたしましたように、他市町の状況ということ、確かにそうではございますが、今現在においては、まずは先ほど言いました5つのがん検診の受診率向上を達成したいということを思っております。

また、そういった状況の中で、前立腺がんについてもがん研究センターの所見等、そういった効果があるんですよというような、また新たな所見が出る可能性もございますので、そういったことも含めて見守っていきたいというふうを考えております。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 私、なぜそんなきついことを言うかといいますと、やはりそれでやめた人があるんです。15年から19年までやって、そうしたら、その人がずうっとやめて、3年ぐらいい前に自覚症状が出て、ひどい目に遭ってみえるんです。それが一遍行けば高額医療になるくらい、1回行くだけでも。本当に大変な人があるんです。そういう人は、もう市を訴えたいぐらいの人があるんです。私は訴えても、自分もそれだけある程度ちょっと上がっていたんだから、1や2やなかったんだから、その辺のところをと言っただけでなだめておるくらいなんです。そういう点もあるという人が事実あるんです。それは前立腺がんからよそのほうへ転移してというようなことは、何も医療費の請求には載ってきませんけれども、専門的なカルテを見ないとわからないと思うんですが、事実そういう人があるから、1名じゃないんです。やはり食べる物が、特に同居している人は、若い息子の奥さんがつくると、どうしても油っこいものも、

欧米化しておりますので、味もいいし、食べてもおいしいし、またそれは残していかなと思っ
て食べていると、やっぱり知らん間にそういうふうになるということですので、ぜひ傾向がよ
ければいいんですから、先ほど言いました、お互い専門家だもんで、そういうあれはわかると
思いますから、それはぜひ、具体的に言うならば、先ほど言いましたように、2か3というよ
うな人はいいんですが、上がりかけた人はもう毎年見ないと、半年済んだらもうだめなよう
な、ぱっと上がるとかありますから、ぜひそういう点を肝に銘じて、市民の健康のため、医療費節
減のためにぜひ前向きに検討していただくことをお願いして、一般質問を終わらせていただき
ます。ありがとうございました。

○議長（星川睦枝君） これで、民主党瑞穂会、広瀬捨男君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時51分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

改革、西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は3点にわたり、執行部の見解をただしたいと思います。1点目は（仮称）大月運動公園
整備事業について、2点目は公共下水道事業について、3点目は樽見鉄道とJRの接続及び新
駅について、以上であります。

順次、質問席にて質問をさせていただきたいと思います。

（仮称）大月運動公園整備事業についてお尋ねをいたします。

私は、昨年9月議会と12月議会の一般質問で、（仮称）大月運動公園整備事業について質
問させていただいたところであり、きょうは、堀市長の政治姿勢の一番の基本は、市政の
主人公である住民の声に十分耳を傾けるということであり、かかる立場からしても、スポーツ
関係団体の方たちや旧巢南地区の方たちの声に偏ることなく、かつまたこのまま（仮称）大
月運動公園の建設に突き進むのではなく、1度立ちどまって、市内全域、各界、各層の住民の
声を十分吸い上げる機会を提供することが、堀市政に対する信頼をより深めることになる
と確信するので、まちづくり基本条例に基づき、住民投票を行っていただきたいと提案をさ
せていただいたところであり、

これに対し、副市長は、9月議会の昨年の答弁で、住民投票は、特に重要な事件等について、
住民投票制度を導入することを検討する必要があるとの認識であり、既に議会において予算を
承認いただき、パブリックコメントも実施しているため、住民投票をするまでもないと判断を
する、このように答弁をされております。堀市長も12月議会では、住民投票はやらない、こう

明言をされたわけでありませぬ。しかし、私は、執行部の答弁は間違いだと、このように考えております。確かに、パブリックコメントを実施したのは事実であります。しかし、意見を寄せられたのはわずか43名であり、その中で37名、86%が賛成だったということにすぎませぬ。考えるべきは、その43名のうち37名、86%が賛成だったことをもって、住民の全体の民意も賛成だと判断するのは余りにも短絡にすぎるといふことでもあります。

昨年12月議会でも報告をさせていただいたところでもあります、住民が行った意向調査でも、266人の回答中、陸上競技場をメインとした（仮称）大月運動公園整備事業に対して、必要なしが156人で61%、必要が18人で7%、わからないが82人で32%であった事実からしても、執行部は、住民意識の実態とかけ離れた認識をしているというほかはありませぬ。また、議会で議決をしていることをもって、住民の意見を聞く機会である住民投票をやらないということにはなりません。生津スポーツ広場に、これまで約26億5,000万円もつぎ込み、その上、10億円もの総事業費をかける（仮称）大月運動公園整備事業について、住民の中に疑念があれば、仮に議会で議決をしていようがいまいが、民意を正しく把握をするためにも、住民投票をやるというの、行政として間違った態度でしょうか。

いずれにいたしましても、私は、堀市長に、住民投票をやる気がない以上、そして、常設型の住民投票制度がない現状では、民意を集約する方法としては、地方自治法第74条に基づき、陸上競技場をメインとした（仮称）大月運動公園整備事業を見直すか、見直す必要なしかについで、住民の意思を問う住民投票条例を制定した上、住民投票を行うことがベストだと考え、直接請求運動を提起させていただいたところでもあります。

具体的には、会長 河合達美さんで、大月陸上競技場を考え直す会が立ち上げられ、1月15日から1カ月間、区長、自治会長を初め、若い人から年配者まで幅広い100名の受任者が住民投票条例制定の署名運動に取り組んだところでもあります。受任者が100名というの、10年前の合併の是非で、非常に関心が高かった住民投票条例制定の運動のときの約70人を30名も超えております。署名数は4,213名、そのうち、有効署名は3,963名で法定の50分の1である798名を大幅に超え、その5倍となっております。

私がこれまで、県議選、町長選、町議選、市議選、あわせて14回の選挙をやってまいりましたが、ほとんど有権者のところに足を運ばない、いわゆる青島選挙であります。しかし、今回は、1人でも多くの住民の生の声を直接この耳で確認をしたい、そういう思いから、300件近くの戸別訪問をさせていただきました。その結果は、署名数353名で、留守の方は別として、断れた方は2人ぐらいしかおりませんでした。初めて、訪問をさせていただいたにもかかわらず、こちらが恐縮するような対応をさせていただいたところでもあります。

住民の皆さんの声を少し紹介いたしますが、陸上競技場をメインとした（仮称）大月運動公園の説明をさせていただくと、開口一番、そんなもの無駄の一言で終わりの人もおられました。

圧倒的に多かったのは、そんな話は全然知らないという人でした。また、そんなお金があるのなら、福祉に回してもらいたいとか、その前にやることがあるんじゃないの等々、陸上競技場をメインとした（仮称）大月運動公園整備事業に批判的な声が圧倒的でした。他の受任者からも、まだ署名をしてくれる人が大勢いるけれども回り切れないとの声が聞かれたほどであります。私自身も実感をいたしております。そのとおりであります。

そこで、執行部にお聞きをいたします。3,963名の有効署名が集まったという結果をどう受けとめておられるのでしょうか。まず、それを聞いてから、一問一答で質問をさせていただきたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

（仮称）大月運動公園整備事業に関して、今回、地方自治法の規定にのっとった署名活動がなされまして、去る3月7日でございますけれども、住民投票条例案の提出があったことについては、厳粛に受けとめるべきものと考えております。先ほど、西岡議員もおっしゃられましたように、法定数798、この50分の1、有権者の、それを大きく上回る3,963名だったということは、真摯に受けとめなければならないというふうに思っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 今、副市長は、厳粛に受けとめていると、厳粛に受けとめているという内容についてはまた後で聞きますけれども、まず、昨年9月議会の奥田副市長の答弁について質問をします。

先ほども申し上げたとおり、特に重要な事件等について、住民投票制度を導入する必要があるとの認識であり、既に議会において予算を承認いただき、パブリックコメントを実施しているため、住民投票をするまでもないと判断をする、こういう答弁でありますけれども、そこでお聞きをいたします。総事業費10億円以上に及ぶ陸上競技場をメインとした（仮称）大月運動公園整備事業は、特に重要な事件等ではないと認識をされているのかどうか、そのことについてお答えください。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） いわゆる規模からいえば、市にとっては重要な事業でございます。ただ、住民投票のなされている全国の事例等を調べますと、いわゆる原発、あるいは産業廃棄物の処理場とか、そういった類いの市民生活に大きく影響を及ぼすものでございまして、この（仮称）大月運動公園は、財政規模は大きい事業でございますけれども、これが住民福祉に反する施設であれば、それはもういろいろ御意見もいただかなきゃならないということですが、この事業を進めるに当たって、それぞれ所管のほうから、いろんなチャンネルを使って意見集

約をやってきたわけでございます。

そういった中で、いわゆる過去に行ってきた行政事務の延長上で予算化をしてまいったわけ
でございます、その予算化のプロセスの中でも、議会にもお諮りをしながら進めてきたとい
うことで、用地購入についても御理解を得てきた経緯がございます。ですから、そういったこ
とを踏まえて、住民投票をやるまでもないということを考えたわけでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） まず、基本的なことが抜けている。どういうことかということ、誰が主人
公かということなんです。市政の主人公は市民である、住民である、このことをやはり一番腹
の底に入れておかなければならない、こういうことであります。

先ほどの副市長の答弁だと、廃棄物とか、そういういわゆる大きい問題で全国的には住民投
票を行われているからということでもありますけれども、これも御紹介をさせていただいたとお
り、東京の小平市で、いわゆる道路、抜けるということに対して、地域住民の生活がそのこと
によって大きく影響を受けるということで住民投票を行いました。

要するに、大きい問題であるか、小さい問題であるか、誰が決めるかということなんです。
住民投票条例制定の直接請求運動で3,963名もの有効署名があつて、その人たちは住民投票を
求めている。求めているから署名をしているんです。その現実を突きつけられているにもか
かわらず、それは小さいことだからやるまでもないという、昨年9月議会の答弁をここで繰り返
すという、その姿勢そのものが実は住民から問われてくるということなんです。その認識
がやはり一番欠けておる、こういうことではないかと思うんですね。だから、今の大きい問題、
小さい問題ということが、住民投票をやるかやらないかの判断基準であってはならないとい
うことなんです。あくまでも住民が求める、その声に耳を傾けるということなんです。違いま
すか、奥田副市長。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 過去の答弁については、そういった思いを持ってお答えをしたとい
うことを今申し上げたわけでございますが、今回の運動公園の整備については、さまざまな意見
集約を行って進めてきたことの認識を持っておりますが、今回の署名活動を契機に、案外知ら
ない人が多いというのを実感させられたわけございまして、これは行政側の責任であると反
省しなければいけないという思いを抱いておるところでございます。

今回のこの件に関して、本田校区で出前講座が開かれました。私も説明員の一人として参加
をしてきたわけでございますが、そこでは、行政の内容を非常に学んでみえる方と、全く御存
じなく、中には大月の運動公園なんかどうでもいいと、私たちは下水道事業を推進してほしい
という御意見を述べられた方もお見えでございました。まさに市民ニーズの多様性に直面した

わけでございますけれども、こういったニーズをいかに拾い上げながら行政につなげていくかというのを、改めて課題として感じながら帰庁したわけでございます。

ですから、今回、そういった御意見が署名活動の数に反映されたものだというふうに思っておりますが、ただ一方では、私どもには、子供たちにスポーツを教える人とか、体育協会の関係者から、とにかくあそこの広大な土地をいつまであのままにしていくのかと、早いこと何か整備をしてほしいと。意見としては、体育館をつかってほしいとか、市民プールをつかってほしいとか、そういった声も寄せられておるわけです。ですから、体育館となると相当な費用がかかりますので、それは困難であると。一方では、プールについては、御承知のように、ゆ〜みんぐという西濃環境が運営している施設もあるわけでございますが、そういったところが、瑞穂市の方が年間約1万5,000人弱の方が利用してみえるんですね。そういったことを思うと、やはり体育館とかプールについてはいいなと。それよりもということで、教育委員会のほうで過去から意見集約をやってきたところの中で、今計画しております陸上競技場をメインとした運動公園、そして多目的広場にはアスレチック、いわゆる民間でもやっています高齢者がトレーニングできるアスレチック。ある人は、市民センターにもあるんですけども、市民センターの施設は非常に西日が当たって、夏なんかは使いにくいと、冷房がありませんので。わざわざ北方の体育館まで行っているんですけど、そういうのはあるかねというようなお話も聞いたんですが、今度そういうのを計画しておるんですよという話をしたら、非常に喜んで帰っていかれたと。

だから、そういった御意見もありますので、行政というのは、両方の狭間の中でどちらにかじを切らなきゃならないということで、そもそも大月の一団の土地が集約されている過去の経緯等を思えば、あそこにそういった施設をつくるという決断をしたわけでございますが、そういった経緯で新年度予算に計上をさせていただいたということでございますので、その点については御理解をいただきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） その経緯自体が問題なんです。今、さきに自分で答弁されたように、案外知らない人が多いということを知らされた。それは、この運動をやって、その事実を突きつけられて、初めてそういう認識になったということなんです。それまではどういう答弁をしていましたか、つい昨日まで、市長もそうでしょう。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 大月の運動公園に対しまして御質問をいただいております。住民投票の是非等々についても御質問をいただいておりますのでございます。

私は西岡議員がおっしゃいます、何と言いましても主権は住民にあります。住民が一番大事、

これは私は百も承知をいたしております。私ども行政の役割、地方自治の役割は、住民の福祉の増進を図るのが役割でございます、はっきり言いまして。この福祉の増進、福祉は、いわゆる住民の幸せの満足度でございます。私ども瑞穂市は、5万3,000人に今なろうとしております。5万3,000人それぞれ思いはいろんな要望があるわけでございます。我々は、個々の住民の要望をやはり聞いていかななくてはいけないわけでございますが、この運動公園に関しましては、今回の住民投票でお示しになりました資料の中に、過去の経緯が何も語られていないということでございます。

今回、私どもは運動公園を上げております。旧巢南の第3次の総合計画、タウンセンター構想の中で、多目的広場ということで、それまでに巢南のほうで、運動場、また野球場、いろんなことの絵を描いて計画し、また他の市町の視察も議会として行っていただいた経緯がございます。そういう中におきまして合併になりました。合併になりまして、このすり合わせの中におきまして、やはり巢南の総合計画、この事業は新市の計画の中にも入れるべきだと。新市の計画に入れてございます。また、その計画は、総合計画の中において取り組んでおります。

また、私の選挙の公約の中に、スポーツ施設の整備を図ります。24項目の中の21項目めに掲げて、それはまさにいろんな市内のスポーツの関係がございます。そういった施設の整備を図ります。これも、必ずマニフェストにうたってございます。そういう中におきまして、私どもは、このスポーツに関しまして、やはりどこが一番スポーツなのか、これはもう体育協会、三十何団体、少年スポーツ団を初めとしましていろんな団体がございます。ここの意見をやはり聞いてまとめようと、何回もやってくださいと。そういうところから、やはり瑞穂市全体のスポーツの施設の話し合いをされまして、いろんな要望が平成21年に出ております。これも、要望書がきちっと体育協会から。

そういう中におきましても、何がいかという、今度の運動公園の中身のことにも要望が出ておりますが、その後も何回も聞いておるわけでございます。そういう中で、まず生津のスポーツ広場、先ほど26億5,000万とおっしゃいましたが、実はこれは旧穂積町の時代に土地を買われました、平成12年から。それが市になりまして続いてきておりまして、私が実際整備に予算を使いましたのは、24年度に整備、今まで多目的でまともなスポーツが何もできない状況、あれだけの3万平米、1万坪の土地があって、まともに使えないのが実態でございます。それをきちっとスポーツができるように、約2億9,000万、3億円で整備をさせていただきました。

私になって、本当に使いましたのは3億円だけで、あの8面のテニスコート、これは県大会もできます。そして、今度、野球もできるように12メートルのネットを張りました。本巢郡の軟式野球の関係もできるようにしました。また、サッカーのボールも転がっていかないように、グラウンド全体にネットが張ってございますので、きちっとスポーツができるように、これに私は3億円かけた過去の穂積町の流れから来ておる26億5,000万でございます。私が本当にこ

のスポーツにかけます3億円であります。

そういった中身、そして今度の大月の運動公園、これは先ほど申し上げました過去の合併からの経緯、やはり合併は、それぞれのまちのやろうとしていること、そして足りない部分、そういう部分をお互いに補完する、そういうことをやるための合併でございますし、合併することによって財政の効率化、健全化を図ると、これが合併の目的でございます。それに基づいての計画でございます、そういう中で、経緯もお話をいただきましたら、その土地の確保におきましても、第3次の総合計画に基づいて、土地改良でそういうことに整備するというところで土地を出してもらって、これまで借りてきたわけでございます、はっきり申し上げまして。だから、地権者は、そういうものができるもんだと、こういう認識で、今まで市に賃貸で貸していただいていたところでございます。

私どもは思いつきで、住民の主権、やはりこの施設ができることによって、団体だけとか、そういう関係で約5万6,000人の方が利用して、そこへ一般の市民に利用していただく。やはり子供たちには夢を持たせる。まさに、2020年に東京オリンピックがございます。岐阜県もスポーツ岐阜県としまして、スポーツの関係を教育委員から知事部局へ置きまして力を入れております。私どもは、子供たちに夢を持たせる。そして高齢者に健康の増進を図っていただく。先ほど副市長のほうからも申し上げました、そういう機器も入れまして、ウイークデイ、普通の日に来ていただきまして、室内で健康づくりができる、そういうこともこの中に入れておるわけでございます。

あの住民投票の内容だけで見たら、私が何も知らない一般市民でしたら、私でもサインをします、はっきり申し上げて。やはり経緯、経過をきちっと説明して、住民5万3,000人の要望は本当に多種多様でございます。やはりそういった人のあれを聞くのも、住民福祉、幸せの満足度、要望を満たす幸せの満足度をはかろうとしておる。

私どものまちに、生活保護の方が約130世帯ございます。これに毎年3億何千万、10年たちますと三十何億になります。百何十人の関係でも3億何千万、これは、弱い立場の人をやはり守らなくてはいけない。やはり、思いやりが必要であります。これも住民でございます。そういう要望も聞いていかななくてはならない。私どもは360度、いろんな人の意見を聞いてきました。そのことを御理解いただきたいと思っておるところでございます。

私どもは、決して住民を無視したことでございませぬ。私は議会と相談して、議会の皆さん方には、投票した何千人の、何万人の人がついておみえになる。このことは、議会と相談を何回も重ねてきました。それを地元で話をして、こういうふうだということでやっていただいたら、何もこういう問題は起きてこない。議会とは相談して予算化もし、上げてきておるわけでございます。その点も御理解いただき、私は主権在民、住民が一番と、私が一番思って、私はそういう思いでございまして、そのことを御認識いただきますようお願いを申し上げて、答弁

とさせていただきます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 答弁いただきましたけれども、その答弁の段階でとどまっていると、やはり住民の今日の民意というものを正しく把握することにはならんと思うんです。堀市長からすれば、巢南町長時代もありました。そこで、先ほど申したような経緯があったのは事実だと思います。それを否定するんじゃないんですよ。で、合併をしました。合併をして、第1次総合計画、そして後期基本計画、これも何回も私は申し上げております。巢南庁舎周辺は、多目的広場として整備をする、こういうふう書いておる。そのときに、我々が多目的広場という観念と、市長が経緯として観念する内容が実はずれておると思うんですよ。

そこで、市長の自分の経験された経緯を、そればかりしゃべられるけれども、時間がないのではしよりますけれども、いずれにいたしましても、誰がその税金を負担するんですか。やっぱり住民なんですよ。その住民が、仮に百歩譲って、巢南町時代からの経過があったとしても、その経緯自身を含めて、とにかく陸上競技場をメインとした運動公園は見直せという声として、3,963名が署名をしておるんですね。

だから、その声をどう受けとめるかというのが今の課題なんです。現実的にはその声が多いんです。これは、法定にされた1カ月間という、直接請求運動でありましたから、それでとどまっていますけれども、期限のない、2カ月やってもいいよ、3カ月やってもいいよという署名であれば、恐らくこれの倍以上は集まります。それはもう実感しております。署名をした人たちもそう申しております。

ですから、そう考えると、幾ら経過がどうだこうだという次元にとどまって話をされても、住民自身がそれはちょっと待ってくれと言ったら、やはりその声に耳を傾けなければいけないと思うんです。議会の話が出ましたんで、市長が答弁を先にやられたものですから、こちらの質問が後に控えておったんですが、それが言えなくなるといけませんので、今の議会のことに関連して、奥田副市長の答弁とか、あわせて申し上げておきますけれども、既に議会において予算を承認していただいたという答弁をされたわけですが、12日の岐阜新聞の記事によりますと、11日の総務委員会で、新年度一般会計予算案の（仮称）大月運動公園整備事業8億9,000万円を削除する修正案が可決をされ、最大会派の新生クラブも修正案に賛成する見通しとあります。

また、つい先日、総事業費約10億円の（仮称）大月運動公園整備事業の土地取得の補正予算や、地権者との仮契約に賛成をされた。皆さんが8億9,000万の修正案を出されたわけですが、いずれにいたしましても、奥田副市長が言うように、既に議会で承認されたからと9月で言ったことが、やっぱり状況の変化によって、状況の変化というのは、住民の

皆さんの意識の変化も含めてですよ、全体の状況がやはり刻々と変わる。伴睦さんじゃないけれども、政治は一寸先は闇やと、何が起こるかかわからんと。ずうっと座っていたら、座っている間にもう何かが起こって間に合わなくなっちゃうというぐらい、不透明な部分があるわけですね。

ですから、本当に、いつにでも、立てる準備ありという形で情勢分析をしていかなきゃいけないわけですけども、今のこの例は、9月段階でもう議会で決まったんだからというふうな形式論、あるいは思考停止的な構えでおると、そのときに予想できなかった事態が、その後、起こってしまうということですね。だから、何が起こるかかわからんとということも含めて考えていかなきゃいけない。それは、住民投票をやらない理由として上げていたことが、現実的には根拠となり得ないと。つまり、死語になったということなんですよ。そうでしょう、副市長。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 西岡議員さんがおっしゃられるように、時系列の中で考えますと、過去に発言した内容は、今回の直接請求によって、条例がいわゆる出されたということについては、先ほど来お話ししていますように、これは提出された限りは、議会に上程をしなければならないということになりますので、最終的には議会の御判断を求めることになると思います。そういう事実を踏まえれば、情勢が変わってきたということは認識をしておりますし、せざるを得ない状況であるということ間違いありません。

〔3番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） ちょっと確認をしておきたいんでありますけれども、住民投票条例は、議会最終日の18日に上程をされるということによろしいでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） その方向で議会のほうにお諮りをする意向でございますが、まだ正式な御相談を申し上げたわけではございませんので、一応そういうことができれば、法律上は7日から20日以内にといいことですが、今、議会を開会中でございますので、できればそういった方向でやらせていただければなという思いは持っておりますけど、まだ正式な俎上に上げたわけではございませんので、御理解をお願いします。

〔3番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 議会最終日というのがほぼ常識的であろうというふうには思います。そう受けとめておきたいと思えます。

では、その条例案に、市長の意見を付してということに法文上は規定をされております。市長はどういう意見をつけて提案をされるおつもりですか。そこをちょっとお聞きしておきたい

と思います。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 今、副市長のほうから御答弁させていただきましたように、今会期中には直接請求の条例案を出させていただきます。それに意見をつけさせていただきますが、その意見は、今聞けるかということですが、今、ちょっといろいろ内容を煮詰めておるところでございます、ここでお答えする段階でございませぬので、お許しをいただきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 一貫して我々は言っております。昨年の6月議会でくまがい議員、9月、12月で私です。執行部に、要するに態度を迫って、その機会を持っていただいたわけですね。それを全部否定されてきたわけですが、先ほど申し上げたように、1カ月に3,963名という有効署名が集まった。この声をどう受けとめるか、市長の公約である住民の声に耳を傾けるということはどういうふうに当てはめるかという、大変基本にかかわる部分なんです。この部分が崩れますと、何もかも崩れると思っております。何もかも、そのほかのことも崩れるというふうに思っております。

特に、いわゆる市道認定の問題で、議会のほうから、市長の要するに利益供与の問題が取り沙汰されております。そういう状況を鑑みれば、特に住民の声に耳を傾けるという原点を忘れてはいけないと思うんです。そのことをぜひ踏まえて、今ここで言えないとかいうこと自体が実はもう問題なんです。やっぱり行政は先取りをして、住民の気持ちに応えていかなければいけないということだろうというふうに思うんですね。ですから、そのことをぜひ腹の底に置いていただきたい。

次は、公共下水道事業についてであります。堀市長は提案説明の中で、現在、公共下水道事業の進捗は、終末処理場候補地に当たる地区の皆様の御理解をお願いしているところでありますが、新年度は事業の早期着手を目指して、公共下水道基本計画の策定を目標に掲げ、1歩でも2歩でも前進させてまいりたい、こういうふうに述べられております。

そこで、堀市長の最初の市長選のマニフェストを振り返ってみました。21市で一番おくれた下水道の全市見直し計画促進を実施します。さらに、実施年度は2年以内というふうになっております。2期目でも、公共下水道の整備促進が掲げられております。堀市長が誕生し、そのマニフェストを掲げてから、7年が過ぎようとしているわけです。しかし、現実には、終末処理場候補地の住民の理解が得られていないというのが実情であります。

堀市長は、今の決意を踏まえて最も基本的なことをお尋ねしますが、これも改革のくまがい議員が昨年の12月議会で質問をさせていただいております。そもそも、進捗しない理由

はどこにあるのでしょうか。直近の状況とあわせて、改めて執行部の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 西岡議員の下水道事業に関係します質問にお答えをさせていただきます。

私は、平成19年4月に瑞穂市長に当選をさせていただき、その1期目のマニフェストの中では、21市で一番おくれた下水道の全市見直し計画促進を実施しますと掲げまして、平成22年3月末までに瑞穂市公共下水道全体計画を策定しております。現在、市長2期目におきましては、その計画に基づき、具体的実施に移すべく、公共下水道の整備促進、きれいな川の流れを再生することを新たにマニフェストとして掲げているところでございます。

さて、そこで、具体的にこの事業を実行に移すには、やはり何といたしましても下水道事業の根幹となりますのは、下水道処理場の位置選定でございます。私どもは、議会の中に下水道推進特別委員会を設置していただきまして、委員の皆様には下水道事業の必要性から始まり、順次議論を重ねまして相談をさせていただきながら、最終的には市が客観的に最適であると選定をさせていただきました候補地につきまして、さまざまな意見をいただきながら、最終的にはその候補地を最適として判断するに至ったところでございます。

市、議会とも、市の公共下水道事業の促進という観点から一定の結論を得たいということで、私どもとしましては、候補地としました地区の区長、自治会長へはまずは事業説明をさせていただき、理解を得たいということで御相談申し上げた次第でございます。それらは、重要な事業をスムーズに進めるために通常行っているやり方と同様な方法でございまして、特に今回は市にとって重要な案件であると考えましたので、私以下、副市長、担当部長、課長も含めまして、誠意を持って説明に上がったところでございます。

もちろん、他の市町でも、下水道処理場建設の理解を得ることにつきましては、スムーズに進むのはごくまれであることは皆さんも御承知だと思います。1度や2度で話が理解いただけるものとは思っておりません。何度も何度も足を運んで話をさせていただきたいと思っております。しかし、現としまして、それを受け入れていただけない現状を反省いたしますと、地元の皆様の御意見にも耳を傾け、また議員の皆様方のアドバイスもお聞きしながら、さまざまな意見を真摯に受けとめまして、地元の御理解をお願いしていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げたいと思います。今年度は本格的に地元へそういったお話をさせていただき、このように思っておるところでございます。

よろしく願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 西岡議員の現状というところで、引き続いて御答弁申し上げたいと思います。

先ほど申しましたように、地元への説明会ができない状況ではございますが、現在、下水処理場候補地と選定しました場所につきましては、国が実施しております犀川遊水地事業の中で、牛牧排水機場の移設、それから起床田川のつけかえ等を含んだ五六川改修計画が具体化されてきており、市としましても、市の雨水計画と下水処理場用地の計画と整合を図りながら、国・県と協議を行ってまいりました。現在では、その国・県の計画の具体的方針がおおむねまとまってきているところでございます。

今後は、国とそれぞれの施設の管理者である県・市により、この五六川下流域の治水事業となります河川改修の全体像がお示しできるものと考えております。これにあわせまして、市の下水道事業につきましても地元説明会を開催し、下水処理場候補地として最適といたしました客観的理由等もお示ししながら、地元の信頼関係を築いて、少しでも御理解が得られますよう最善の努力をしてみたいと考えておるところでございます。

[3 番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3 番（西岡一成君） 時間がありませんので、余り突っ込んで質問ができません。あと1つ残っております。

ただ、申し上げたいのは、今の状況のままでは、現実的に、あるいは結果的に堀市長のマニフェストは不履行だったというふうに住民が考えるようなことになってはいけません。ですから、市長以下、関係職員一体となって、今一生懸命やりますという話があったんですが、やっぱり切迫感、危機感、責任感、使命感を持って、全力を挙げて取り組んでいただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

では最後に、樽見鉄道とJRの接続及び新駅についてであります。

昨年6月議会の一般質問で、森治久議員は、樽見鉄道とJRを接続し、みずほバスを連携されてはどうか、こう提案をされましたが、これに対し、堀市長は、樽見鉄道の将来を考えると、東海道本線につなげることが一番であり、新駅をつくることも選択肢であると考えている。瑞穂市だけでなく、広域で考えなければならない、前向きに検討させていただくと答弁をされております。実は、私のところにも巢南の方が訪ねてこられまして、樽見線をJRにつなぐらしいね。利用者もふえる、大垣よりも岐阜に行く人のほうが多いと思うが、新駅もできると便利になっていい。地元ではそんな話が広がっている、こういうお話でした。

私は、市長の前向きに検討の具体的内容も、そもそも新駅の現実性がどの程度ある話なのかどうかもわかりません。そこで、住民に説明できるためにも、堀市長の見解をただしておきたいと思うわけでありまして。樽見線とJRとの接続、新駅とも前向きに検討させていただくということでもありますけれども、いつまでに何をどのように検討するのでしょうか。その工程表、検討課題は具体的に誰がどう行うのでしょうか。現実性のない単なるリップサービスに終わっ

たのでは、住民の期待と信頼を裏切ることになります。政治は信頼であります。堀市長におかれては、先ほど申し上げたとおり、百条委員会という問題も現実に結成をされております。そういう状況でありますから、みずからの責任を、そしてその立場を十分自覚されて、真摯な答弁を求めるものであります。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 西岡議員の樽見鉄道とJRの接続及び新駅についてと、この御質問に対してお答えをさせていただきます。

現在の樽見鉄道は、御案内のとおり大垣駅でJRと接続しておりますが、樽見鉄道存続の課題として、沿線市町の意向が大きく働くわけでございますが、足並みのそろった意向とは言いがたいのが実情でございます。そのような現状の中、樽見鉄道の構成団体として、この鉄道の最も有効活用、また存続のあり方を模索することも我々行政の使命であると考えておりますが、昨年の議員の質問の中で答えたということで、森議員が今質問の背景で述べられましたような質問をされましたので、私は中・長期的視点から意見を述べさせていただいたものでございました。

横屋駅構想につきましては、既に私が巢南町長時代に計画をしまして、横屋地区の区画整理事業を起業し、総合的な観点から進めようとしたところでございますが、あと少しのところでは地権者の同意率が足らなかった、得られず、断念した経緯がございます。これは、国も県もJRも全てオーケーでございましたが、住民の皆さんの同意がもう少しで70%を超える、これは70%を超えれば区画整理はいいわけでございます。そういうことを考えますと、非常に残念であると思えます。

したがって、仮に将来的に横屋で樽見鉄道とJRがアクセスする構想を描いたとしても、まず地権者の意向、先ほどもお話がありますように、まず地権者、主権は住民であります。この意向、同意なくしては進められないことでございますから、地元地権者からの組合施行の土地区画整理事業を起こす機運が生まれまして、行政の応分の支援が求められれば、市としても地域の健全な発展と住民福祉の増進のまちづくりが可能になるということでございますので、対応する用意はあるもので、そういう観点から前向きに検討させていただくとお答えさせていただきました。

実務的には、関係機関、関係団体がありますが、例えばJRや樽見鉄道の意向を尋ねたり、沿線近隣市の意向は、正式ではありませんが、伺う程度はしておりますが、正式に協議会を立ち上げる等の行動は起こしたわけではありません。むしろ官民一体で進める事業でありますので、市民代表の議会の皆様から、そうした声が上がってまいりまして、行政がお手伝いできるような状況になればと思っておりますのでございます。

いずれにしましても、このまちづくりは、駅でなくても、横屋地区の関係の整備では、や

はり区画整理事業がなされなかったら何もできません。ですから、地元から声が立ち上がってくれば、行政としてはやっぱり支援をしていくと。そういうところでございますので、その点も御理解をいただきますようお願いを申し上げまして、私の発言の真意をお答えして答弁とさせていただきます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 1分を切りますので、一言だけ。

とにかく、市長、瑞穂市の責任において主体的にやってもらわなきゃいけないですね。区画整理事業の機運が地元から盛り上がってきましたらということでもって、中・長期的に発言をしたという新駅の話をお茶を濁しちゃだめなんですね。そういうふうな、要するに曖昧さというものが、やっぱりみずからにすきをつくることになると思います。それが後から足かせになってきます。首切りになってきます。そのことを、ぜひ発言をするときに注意をしていただきたいというふうに思います。時間になりました。以上です。

○議長（星川睦枝君） これで、改革、西岡一成君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。再開は午後1時30分からといたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時30分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、みづほ会、堀武君の発言を許します。

堀武君。

○1番（堀 武君） 議長のお許しが出ましたので、みづほ会、堀武、通告に従い、いじめ防止対策について、終末下水処理場について、幼保一元化政策に伴う保育園についての3点の代表質問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以下、質問席で行います。よろしくお願いいたします。

最初に、いじめ問題についてを質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

いじめ防止推進法制定の意義についてですけど、いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、1人の教職員が抱え込むものではなく、学校が一团となって組織的に対応をすることが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り組むことが必要であり、これまでも国や各地域、学校において、さまざまな取り組みが行われてきました。しかしながら、いまだいじめを背景として、児童・生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事態が発生しています。大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題もいじめと同じ地平で起こる。いじめの問題の対応力は、我が国の教育力と、国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の闇を笑いものにしたり、

暴力を肯定していると受け取られるような行為を容認したり、他人を差別したりするといった大人の振るまいが子供に影響を与えるという指摘もあります。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り巻く大人一人一人が、いじめは絶対に許されない、いじめはひきょうな行為である、いじめはどの子供にもどの学校でも起き得るとの意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚していなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくっていくかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このような社会が総がかりでいじめ問題に対峙するための基本的な理念や制度を整備することが必要であり、平成25年6月にいじめ防止対策推進法が制定されました。

以上の点を踏まえて、質問をしていきたいと思っております。

教育委員会については、前回にも質問をさせていただいて、教育長の基本方針等についてはお聞きしているので、この推進法に関して、行政側にお尋ねをして、教育委員会以外の行政側の正しい理解と、いじめに対する取り組みを質問していきたいと思っております。

最初に、行政当局は、いじめに関してどのように理解しているか、御答弁をよろしくお願ひします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） ただいまは、行政は、いじめに対してどう理解をしているかということでございますけれども、このいじめ防止対策推進法の中では、簡単に申しますと、児童の間の行為で、児童が心身に苦痛を感じるものというふうに定義をされております。先ほど堀議員もおっしゃったように、いじめはいつでもどこでも起こり得ると同時に、被害者にも加害者にもなり得ることがあります。また、場合によっては、はやし立てたり、傍観することもいじめであると思います。

いじめは、人権の侵害であり、子供一人一人、また人それぞれの感じ方も違います。そうした中で、子供たちが健やかに成長することができる環境を実現させるためには、親子、夫婦、家族、そして地域、職場において、お互いの人権を尊重し、社会全体で努力する中で、子供たちの調和のとれた成長、また子供たちみずからも相手を思いやり、悪影響からの回避能力をつけてあげられる社会をつくっていくことと考えております。いろいろな感想があろうかと思いますが、いじめも私たちが思っている以上に深いものがありますので、一生懸命取り組みたいと思います。

〔1番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 瑞穂市も、いじめに対する基本法に基づいて案が出ておりますから、それに基づいてですけど、いじめ防止対策法制度の意義をどのように理解しているか、御答弁願ひします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今回の法律は、大津市の中学2年生のいじめの自殺事件が大きく取り上げられたことが契機になっていると思っております。先ほども申し上げましたが、私たちが思っている以上に、根深い事案やいじめの重大な事件は多くあるように思います。そうした中で、子供たちが健やかに成長することができる環境を実現するために、この法律の中では、学校や行政等の責務を規定したものであります。私どもも、いじめ防止やいじめ問題を審議するため、また重大事態への対処をするため、こうした事案が発生することのないようにということで、私ども総務課のほうではいじめ調査委員会を、福祉生活課及び教育委員会の所管で、いじめ問題対策連絡協議会を設置しまして、いじめ問題に対応したいということで、今回、附属機関の設置に関する条例を提出しておりますので、よろしく願いをいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 総務では、いじめ調査委員会というように言われておりますけど、いじめ調査委員会設立の意義の30条の解釈、この上の段にあるんですけれども、いじめ調査委員会事務局が総務課に置かれて、8名以上で構成する。30条についてと、これの部門に関して、少し説明をお願いしたいと思いますけど。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 30条におきましては、大津のように、重大な事態が起こった場合等の対応ということで、この30条はできているというふうに解釈をしております。重大事態の報告を受けた場合への対処、または事態の発生防止のために必要があると認められた場合、調査を行うこととし、そのいじめ調査委員会事務局を私ども総務課のほうに置くということにしております。いじめの当事者として、関係をしない第三者的立場で公平性・中立性を確保しなければならないと思っております。

ただ、私たちも、どちらかという第三者的に、法的にという部門が出てきます。総務課においては、事務分掌に掲げ、学校、市全体の把握をし、万一に備えての対応策を調査・研究してまいりたいと思います。

また、今回の法律では、学校の対処方法がきちんと明確にされたことに意義があるような気がいたします。学校内で、いじめ未然防止対策委員会が設置され、学校ぐるみで対応することが規定されるということは、非常に意義があることだと思っております。実際には、現場の先生方は、休むことなく大変な中でいじめが起こり、その対応が十分なされず、事件になっているようなケースが多いような気がいたします。誰もがいつでも相談できる窓口、身近な学校でそうした窓口ができるようなゆとりと、相談業務体制を考えてあげる必要があるのではないかなと思います。

また、堀議員がいつもよく言われるんですが、学校教育委員会、福祉生活課などは当事者であるとよく言われる、これもよくわかります。ただ、学校の中で、本当に気軽に相談ができる体制をとってあげるといことも、まず第1点だろうと思います。といっても、どうしても当事者ということがありますので、この法律の中で、1つやっぱり問題は、本当に親身になって相談ができる窓口をいかに設置するかのような気がいたします。それにつきましては、教育委員会とか福祉生活課が中心にいじめ問題対策連絡協議会をつくれますので、そうした中で地域の皆さんへのメッセージ、また相談体制なども話し合われると思いますし、県や他市町の状況も踏まえて、さらに検討が必要ではないかなと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 行政側の答弁は紋切り型の答弁で、僕が常に言っているのは、いじめられる子供の目線に立った対策というのを常にしていかないと、要するに行政側の大人の目線で物を考えていくということ自体はいろいろ問題があると。要するに、いじめ対策でもうたわれているんですけれども、その辺のことを十分に把握していただいて、いじめ問題対策連絡協議会事務局の福祉生活課、学校教育委員会云々でも問題の対処ができるのかどうか、1度よく考えていただきたいと、そのように思っております。

なぜかという、その辺のことで、これは恐らく新聞を見られたと思っておりますけど、教員の暴言でパニック障害、愛知県の高校という形で、名古屋の県立の商業高校2年の女子生徒が、複数の教員から暴言や嫌がらせを受けてパニック障害を引き起こし、学校を休んでいることがわかった。10日に開かれた県議会本会議で、議員が生徒の手記を紹介し、発覚したというように、これなんかは典型的な例ですね。学校が把握したわけでもない、教育委員会が、この文章から読み取るとです、でなくてして、議員に直接に、この手記がどういう形で渡されたかわからんですけれども、やはりそのように遠慮というものが当然起きて、教育委員会にも言えないと、学校の先生にも言えないと。じゃあ誰に言ったらいいかということが現実的に起きているのが事実。

大津の問題でもそうですけれども、結局、教育委員会やないけど、家庭に問題があるとか、調査をしないように、それは恐らくああいう形で改善はされてきていると思っておりますけれども、でも現実的に、先生が何人かかかわって、生徒に対して、これはもう精神的にすごく障害を受けてトラウマになって、この生徒の青春どころか、恐らく一生が台なしになるような重大なことなんです。これが今言うように対処ができなかったということ自体に、そこに何が問題あるかというと、やはり教育委員会は教員のOBであるし、そこら辺で恐らく遠慮関係が発生すると同時に、生徒も父兄も相談がしづらいつつ、問題が起きてしまって、どこに言ったらいいかと。やはり、その辺のことを含めて窓口を広くして、何も福祉と学校教育課だけでなくして、

もう少し幅広く対策連絡協議会に関して考えがあるか、ちょっと御答弁願います。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） この中に、いじめ問題対策連絡協議会というのがうたわれております。これが14条でございますが、いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止等のための対策を実効的に行い、各課の連携により、総合的かつ効果的に推進をします。瑞穂市の場合も、瑞穂市のいじめの防止基本方針の策定、また瑞穂市の実態に関する協議や対応策、そして市民へのメッセージ等も出されるものと考えております。

今言われたように、一番心配なのは、やはり子供たちの人権を守るということで、本当に第三者的な場所が要るんだろうと思いますが、それをどのように整備するかというのは、一番それが大事だろうと思っています。多分、その条項がもう1つ、この条文の中に出てこない部分があるのかなということで、多分、堀議員もずっとそれを言うておられるんだろうと思いますので、そうしたことも含めて、ここで位置づけられたのは、学校の先生方が学校ぐるみでやると、これが今までなかったことですので、これが本当にできてれば、もう少し変わった対応ができるだろうと思いますし、地域みんなでいじめをなくすんだという気持ちでいろんな社会をつくり上げていくことによって、また随分変わってくるだろうと思いますので、そうしたことも含めて、こうした協議会の中で話し合わせ、また相談の窓口をどこということなくして、低くして、そうしたメッセージもまた市民の皆さんに出すというところあたりですけれども、このあたりをこの連絡協議会でまた話し合われると思いますし、私どももそうしたときには参加をさせていただいて、十分な対応ができるようにと努力をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

〔1番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 今、総務部長の前向きな御回答を得たものですから、それ以上にはお答えを求めないんですけど、やはり最終的には子供さんの目線で物事を考えていただきたい。大人の目線ですと、高いところからは見えますけど、子供は低いところなものですから、なかなかその辺の食い違いがあると思うものですから、常に教育の現場においては生徒、子供さんの目線で考えていただきたい。何も先生に対する不信感を言っているわけじゃないですけども、先生という職業柄、いつも先生、先生と言われて、それ以外の許容範囲が狭くなる危険性がありますし、家庭内でいろいろあったとか、社会でいろいろあったことに関して、本当は教職たるものは持ち込まないのが基本ですけども、やはりどうしても人間なものですから、そのようなときには、持ち込むことによって子供さんに当たるような場合もあります。

そのように当たられた子供に関しては傷つきますから、やはりそういうメンタル面でも、何も先生を責めるわけではなくして、先生の横の連絡も、これに書いてあるように連絡も密にして、

1人で抱え込まないような体制を社会全体としてつくっていただきたい。それを切にお願いして、今言うように、最終的な組織の修正もあるとおり、そして文章を組み入れるということも部長は前向きに考えていただけると理解して、この質問は終わりたいと思っております。

次に、西岡議員が下水のことについてはおこなっていると、要するに、候補地は決まったんだけど、その土地に関しての話し合いもできていないし、理解も得られていないというようなことなんですけれども、もう1回基本から見まして、少し説明というんですかね、認識の問題から入りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

瑞穂市の上下水道審議会の答申はどういう答申であったのか、ちょっとおさらいの意味で御答弁願います。

○議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 瑞穂市上下水道事業審議会の最終的な答申は、21年2月23日にいただきました。その内容は、簡潔に申し上げますと、地域性及び下水道と浄化槽の特性を生かした汚水処理計画を早期に策定することということでございました。

〔1番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 答申ではそのような形でたしかになっていて、都市計画区域とのすれ違いかいというような面で答申をされたと思っております。

では、そのときに、瑞穂市下水道整備検討委員会の結論はどういう結論か、ちょっとお答え願います。

○議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） その答申をいただいて、議会の中で、下水道整備検討特別委員会を設置していただきました。その最終的な結論づけというのは、平成22年12月の議会に御報告させていただいたところでございます。簡潔に申し上げますと、全体計画に基づき、基金の創設、それから整備促進と方向性を確認したというような内容でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） では、この委員会の最後、瑞穂市下水道推進特別委員会の結論はどのような結論だったか、ちょっと御答弁願います。

○議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 今回の検討委員会の後、引き続き議会の中では下水道整備の推進ということで、新しく下水道推進特別委員会をつくっていただきまして、まだ現在ももちろん特別委員会はございますが、23年12月7日、これは第7回までが終わったわけなんです、この時点で、下水処理場の最適地だということにつきまして、市が選定したものにつきまして

御承認いただいたという一つの区切りをつけたところでございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） もう名前も言っていていいですね。下畑地域に決定の経緯というのは、これの経緯に関してはえらく不信感があるような形なものですから、少しその経緯を教えていただきたい。ほかの地域がたしかあったんですけども、最終的にこの地域に決定した、その辺のことを少し、やはり皆さんに理解してもらうためにも、御答弁できる範囲で結構ですから御答弁願います。

○議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 今の下水道推進特別委員会の中では、特に5回、6回、7回のところが、実際に処理場をどこがいいかというような候補地を上げて、絞っていったというような経緯がございます。これにつきましては、市側が処理場として必要な面積4ヘクタールが確保できる場所、それから管路整備として経済的な場所、放流先の確保が必要、それから処理区に近接することが必要、放流水の利水との整合が図られていることが必要、省エネルギーの妥当性、さらには汚泥処分のライン、土地利用計画の整合、最終的には総合的な経済性も含めた、そのような9つの観点で最も適切であるというような判断で、私どもは選定させていただいた状況でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） 1つ抜けていたと思うんですけども、要するに、そこに終末処理場をつくった場合に、牛牧小学校周辺の道路が狭いもんだから、車両が耐えるのに困難ではないかというのが、その方法でなくできるという一つの形がとれたもんだから、それも一つの条件になったと思っております。間違いないですね。

○議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 今、議員がおっしゃるように、工事車両については、牛牧地区につきましては学校も近く、また広い道路がないというところで少し難があったというところでもありますけど、犀川の遊水地の中に、まだ今国がやっております犀川改修事業の中に仮設道路も引けるというようなことで、その辺のネックになっていた部分が解消されたというのは、今議員おっしゃるとおりの内容でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） では、具体的に、下畑地域の住民の皆さんへの説明の経緯は、どのような形で現在まで来ているのか、御答弁できる範囲でいいですから御答弁願います。

○議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 一番最初に、先ほど市長も言われましたように、区长、自治会長へ、こういう公共事業をやる場合、事前にそこを窓口にして進めたいというところで、23年12月7日に面談させていただきまして、御説明にお邪魔したところでございます。その後、12月7日以降は、12月中は向こうから市役所へ来られたとか、あと議長とか、推進委員会の委員長さんとも面談していただいたというようなところもございます。それから、文書では23年12月19日、自治会長と区长さん宛てに、なぜ選んだというところも含めまして、文書で回答したところでございます。

一般的に、あとは下水道を進めるということで、その地区に特定したわけではございませんが、23年11月、本田校区を初めとして、24年5月には牛牧校区の説明会ということで案内とかの実施をさせていただき、同じ24年9月までに全市内の校区を説明に上がったというような状況でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） その辺のことを、今さらボタンのかけ違いを私が言っても、覆水盆に戻らずですから求めません。

それでは、25年度にこれに関して予算を1回出されているのと、26年度予算がこれに関して出されていますけれども、その辺のことで25年度は使われたのか、26年度の予算と、その方向性はどのように考えて予算が出されたのか、それを具体的に少しお話ししたいと思っております。

○議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 26年度の新年度予算では、下水道基本計画策定のための委託料としまして、2,632万円を計上しております。この内容でございますが、都市計画決定図書の作成業務、それから都市計画法の事業認可図書の作成業務及び下水道による事業計画の策定業務でございます。次にもう1つ、調査・測量委託料として、1,422万9,000円を計上しております。この内容は、処理場施設用地の土地調査等をするものでございます。

計上させていただきました予算の執行につきましては、地権者の方はもちろんのこと、地区住民の皆様にも十分御説明をして、理解いただいた上で執行するような考えでおりますので、よろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） そのとおりですね。やはり理解を得なければ、具体的に幾ら予算化しても、その執行は恐らくできないと思っております。西岡議員のときに市長からの答弁はいただ

いたもんですから、最終的に副市長、企画部長、環境部長、教育次長は、今言うように牛牧小学校の用地の件で、下水に関しては待ってくれという話があったもんですから、副市長を初め2名の部長、教育次長、ちょっと全体的にお互いに助け合わなきゃいけない、情報を公開しなければならぬ、その決意を順番に御答弁願います。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） それでは、堀議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

私も、先ほど市長が申しましたように、12月、23年ですから2年ぐらい前になるわけですが、そのときに行かせていただきまして、お話をさせていただきまして、同席をしておいたものでございますので、それからの流れについては思うところもあるわけですが、何せ堀議員も御承知のように、行政の言葉で話をする前のこじれというか、もつれがあって、どういふ事業を市が考えているんだということをお話しできない状況にあったわけでございます。

その後、牛牧小学校の増築問題もありまして、道路のつけかえということですね。だから、同じ地域で同じように行政からお願いをするということで、向こうもちょっと切り離してほしいというような意向もありまして、喫緊の課題の牛牧小学校の増築問題のほうに重点を置いて行政としては進めてきたわけですが、その問題も、御承知のように方向づけをしたわけでございますので、次は下水道事業に本格的にということになるわけですが、きょうの市長の答弁にもありましたように、これと連動させる河川の整備が伴ってきます。そういったことで、これは市としては、やはり都市計画の位置づけが避けられないという状況でございますので、公共下水というのは雨水と汚水が入って、いわゆる都市計画の中の水処理の行政課題なんですね。ですから、そういった観点でもって、真摯な気持ちで、改めて原点に立ち返った形でお話をしていかなきゃならないなというふうに思っております。

そういった意味で、新年度予算にも合計で4,054万9,000円の予算を組んでおりますので、この予算執行ができるように、不退転の気持ちで臨んでいくという気持ちでおりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 堀議員の下水道終末処理場の必要性に関する御質問にお答えいたします。

私の立場では、予算編成にかかわるものとして、平成25年度予算において、堀議員が先ほど御指摘の、今年度業務委託料として、4,450万の下水道事業の基本計画策定委託料を計上しておきながら、この議会において全額減額するという事になったということで、地元の理解も得られることが必要であるということですが、予算を計上しながら進めるということは、行政の意思があつてのものでございます。平成26年度においても同様に計上しておりますので、ま

た年度末にこのような減額することのないように、地元の理解、協力を得て一緒に協力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 牛牧小学校の増築に係る道路をつけかえる件につきましては、残念ながら地元の理解を得ることはできませんでしたが、学校にしても、下水計画にしましても、地域にかかわることです。下水計画について、教育委員会でも協力できることがあれば、積極的に協力していきたいと考えております。よろしくお願いします。

〔「鹿野部長にもう1回お願いします」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 午前中の西岡議員の御質問にもお答えしたとおりでございますが、具体的に国・県の事業がおおむね方針がまとまってきたというところで、その隣で下水処理場につきましても今計画しておるような状況ですので、足並みをそろえるような格好で、地元の皆様に御理解いただくように進めたいと思っておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願ひいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 25年度の予算を全然使わなく、26年度も同じようなことがあれば、もう来年の4月には市長選もあり、現市長の公約、マニフェスト、結局何もできなかったというようなことのないように、行政も一丸となって、来年の3月には方向性を上げて、土地の問題の解決の糸口があるというような形で、ぜひ皆さんで協力してやってください。本田のコミセンでの出前講座のときにも、大月の問題もそうだけれども、下水を何とかしてくれと、下水の問題がとまっちゃっているやないかと、そういう切実な声を副市長は聞いておられるでしょう。

やはりこれが一番の生命線ですから、都市整備においては、やはり市長が言われるように下水の整備をし、いい環境のもとに皆さんが来て、いい環境のもとでの生活ができるようにするのが行政の務めであると思っておるもんですから、その辺のことで、皆さんが足並みをそろえて、あそこがやっているからいい、ここがやっているからいいでなくして、やはり情報をお互いに共有しながら、ぜひやっていただきたい。そうしなきゃ、やはり下畑の皆さんに不信感を抱かれたまま行くような気がします。やはりその辺のことで熱意というものを共有して、ぜひやっていただきたいと切にお願いしながら、次の質問に移らせていただきます。

次は保育所の件ですけれども、保育所における保育では、養護と教育が一体となって展開される。ここでいう養護とは、子供の生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助やかかわりであり、教育とは、子供が健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であると。それから、児童福祉法には、厚生労働省児童家庭局が管轄する児童

福祉施設として保育所を認定、保育所を含めて次のとおりであると。何らかの理由により十分な保育が受けられないゼロ歳児から小学校入学時までの乳幼児期を対象として行うのを保育という。だから、そのような形が保育所の主眼であるような気がするものですから、少し質問をさせていただきます。

保育所の国の管轄はどこですか、御答弁願います。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 保育所の国の管轄は厚生労働省となっております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） 保育所は厚生労働省、幼稚園は教育委員会の管轄で、要するに文部省の管轄ですよ。だから、両方とも少し意義が違うような気がするものですから、質問をします。では、保育所の意義というのはどのように理解しているか、ちょっと御答弁願います。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 管轄がそれぞれ文部科学省、それから厚生労働省と違いまして、議員指摘のとおりですが、それぞれ意義は違うということで、保育所の意義ということですが、保育所は、児童福祉法の39条の第1項に、保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児、または幼児を保育することを目的とすると。そういう施設ということで、保育に欠けるという言葉がわかりにくいんですが、要は保護者が働いたり、病気の状態にあるなどのために、家庭において十分保育することができない児童を家庭の保護者にかわって保育することを目的とすると、そういう施設でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） そうですね。教育長はそうにしっかりと御認識されておること、本来ならば、これは福祉課が管轄するべきところを教育委員会が管轄するという点に関して少し違和感を感じながら、幼稚園との違いはどのように考えていますか、ちょっと御答弁願います。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 幼稚園につきましては、学校教育法の22条にあります。幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とするということで、幼稚園については3歳から5歳という期間でございますし、保育所については、先ほど議員が指摘されたようにゼロ歳児からというようなことで、大きく目的が違うということです。

〔1 番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） そのようなことで、完全に趣旨目的が違うのが幼稚園と保育所の解釈上のことだと思っております。ですから、保育士と幼稚園の先生の教育課程というのは恐らく違ってきていることで、同じ国家試験でも違ってきていることだと思っております。幼保一元化で、瑞穂市における保育所の位置づけ、その特色はどのような形でやられているのか、ちょっと御答弁を願います。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 瑞穂市が行いました幼保の一元化ということについて触れていただきましたので、少し説明させていただきます。

瑞穂市が実施しております誕生から巣立ちまでの子育て支援ということにかかわっては、これの大きな教育課題として、その前段階で保育所・幼稚園の過程を済ませて、小学校1年に上がった子供が新しい環境への適応ができなくなる問題、そこで非常に学校不適応を起こすという問題が1つ。もう1つは、幼稚園・保育所の時代から発達障害の問題があって、大変落ちつきがない、一つの学習とか生活に打ち込めない状況の子供が多くなったことについて手を打たなければならないという、大きくその2点にかかわって、幼稚園・保育所と小学校1年とのつなぎを解決する手法として幼保の一元化ということを行っております。

もちろん、保育所も幼稚園も別々な機関として、別々な方針に基づいて育てておりますので、小学校はそれぞれの育ちの違うものを受け入れながら、均等な教育をするために、今までは連絡が大変難しかったんですね。それが、この幼稚園・保育所と小学校が連携をすることによって、それぞれの卒園の仕方、それから新入の仕方、そういったものも子供の発達に合わせて相談をして、いろいろなカリキュラムをつくると、そういうようなことでやってきたということで、議員の指摘されるように、全く違った内容を行っているものを教育委員会が管轄したことによって義務教育につなぐ、そういった部分では大変メリットがあったと私は考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） それは穂積町時代も、保育所から1年の幼稚園へ行って、それから小学校に入るための基礎学力でもないですけど、名前とか、数字の問題とか、いろいろなことをしていったのがたしか事実だろうと思っております。そのようなことで、完全に、幼稚園と保育所の仕分けをしよという意味でなくして、当然に、その辺のことで、幼稚園は幼稚園なりの特色を生かしながらいかなきゃならないし、保育所は保育所というようなことで、本来をしながら連携というのは、その中での連携をしていけばいいような気がしたものですから、その辺のことをもう一度考えていただいて、なぜかという、今回の総合センターの2階に教育委員会、1階に福祉課が入らなきゃならないというような形でないと連携がとれないのかどう

かというのも甚だ疑問に感じて、そこの中でやっている軽作業場とか、そういう福祉関係でやっているボランティアの方に出ていっていただかなければならないようなことも起きているということを現実的に見ながら、もう一度よく考えていただいて、その連携のあり方、教育委員会に保育所と幼稚園が一緒に、本当にそれだけで全てのことが解決できたのかということ、さっき言ったように、指導者の目線になってはいないか、本当にゼロ歳児から預けている親のかわりにというのが保育所の先生、保育所の大変さだということを考えますと、やはり痛切にその辺のことを考えなければならないことも、1歩下がってする時期に、反省をしながら、何もかも前に進むんじゃなくして、1歩下がって2歩前進ということをぜひしていただきたいと思っておりますので、具体的に少し保育所のことについてお伺いします。

私立は別にして、瑞穂市内の保育所の数と保育所の職員数、正職員と日々雇用の比率という、この3点一緒にいいと思いますけど、ちょっと答弁してください。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 瑞穂市内の市立保育所につきましては9つの保育所がございます。職員数につきましては、これは2月1日現在でございますけれども、9つの保育所で正職員の保育士が90名、補助職の保育士が83名、派遣の保育士が8名、それから正職の調理員4名、補助職の調理員5名、補助職の用務員9名ということで、計199名で運営しております。

保育士としては、正職の保育士、補助の保育士、派遣の保育士、あわせて181名おまして、その割合ですけれども、正職につきましては49.7%、補助職については45.9%、派遣については4.4%となっております。

〔1番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 派遣と日々雇用の比率が半分ぐらいですね。ですから、正職が少ない。だから、賃金体系も2年にして、資格を1回なくして、試験を受けて入らなきゃならない、そのような方が保育士の資格をみんな持っているのかどうか、ちょっと答弁願います。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 補助職の保育士については、全て保育士の資格を持った方をお願いしております。

〔1番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 保育士の資格を持ちながら、日々雇用というんですか、臨時雇用と言ったらいいんですか、なかなかそれでは集まらない。やはりその辺のことで、賃金の平等化とか、いろんな問題点をクリアしていかないと、いい保育士さん、補助の方にしても確保することは難しいような気がするものですから、その辺はどのように考えているか、ちょっと御答弁願います。

ます。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 保育士の確保については、市立も公立も同じように難しいということ聞いておりますが、ただ私立の保育園においては、国からの補助があるということで、職員の処遇改善等については、国の補助金である程度賄えるというところがありますが、公立の保育所については国の補助がありません。そういうところから、今回予算の中で、補助職員の賃金について従来の賃金に割増賃金ということで、今回、予算に上げさせていただいております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） その辺のことは誰でも、次長もわかっておられることと思いますけれども、国の補助金が私立より少ないと言われますけれども、やはり大切なお子さんを母親のかわりに預かるのですから、その辺のことを、補助職員、それから日々雇用職員が安心して働けるような賃金体系というのを考えていくべきだと。その辺のことでお金が要るから、それは難しいというんじゃなくして、よくその辺のことを含めて考えていただかないと、文化的な瑞穂市とは言い切れない。私立に任せるんでなくして、公立は公立の特色を出しながら、そのような人材の確保というのをどうしたらいいかということも、やはりもう1回真剣に考えて、来期に関しては胸を張ったような形をぜひとるようにしていただきたい。

次は、園児の受け入れ数と年齢別をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 園児の受け入れ数についてですが、転入・転出、それから母親の就労状況の変化や出産等、それから入所・退所が毎日刻々と変動しております。3月6日時点の受け入れ状況を報告させていただきますが、9園で、まずゼロ歳児が8名、1歳児が61名、2歳児が85名、3歳児が370名、4歳児が312名、5歳児が360名、合計で1,196名となっております。ちなみに、定員については全体で1,495名の定員となっております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1 番（堀 武君） この数字、ゼロ歳児を初めというように、なかなか保育士にとっては大変なことだろうと思うものですから、保育士の精神面、肉体面での負担とか、ケアとか、そのようなことに関してはどのように対処されているか、わかる範囲で教えてください。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 保育士の精神的、また肉体的な負担ということですがけれども、例えば別府保育所では早朝から延長まで含めて、職員は5交代制なんですね。早朝から最初に入って

くるチームから、次から次と新しい方が見えてということで、全体が集まって相談をしたり、打ち合わせをするということが大変難しい。そういった中でやりくりしながら保護者のニーズに答えているというところがございます。

そういった同じメンバーで、同じ定時から定時までということではないことによる負担というのは、きっとあろうかと思いますが、そこは園長を中心に、教務主任等を含めて全体の調整を図るというようなことや、また発達障害を持ったお子様が多数今見られるというようなことも含めて、臨床心理士も各園を回って、保護者や、もちろん保育士の相談も受ける、そういうような形で負担を少しでも軽減できるように取り組んでいるというところです。

[1番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 最後に、教育長から、保育所と幼稚園の目的が違う件とか、幼保一元化によるメリットとデメリットが大体推測できたもんですから、時間も時間ですから、この辺でやめたいと思います。

最後に、やはり保育士の負担がすごく多いような気がしますね。さっき言われたように、幼児で環境に適応できない子とか、いろいろな子を預かりながら全体を見るというのは、本当に大変なことだと思っております。そして、今言われるように5交代制で、引き継ぎとかいろいろな面でうまくいくとかいかないとか、恐らく大変な状況が起きていると推測できます。

そのようなことで、賃金でメンタル面をカバーできるとは言いませんけれども、やはり総合的に判断して、保育士の方が親御さんのかわりに愛情を注いで幼児期を過ごして、そして将来の日本を背負うような方になるためには、やはり幼児期のお子さんの育成というのが一番重要なことなもんですから、くれぐれも親御さんにかわってやるということはなかなか大変なことだと思っておりますけれども、それを引き受けた以上はやらなきゃならんことなもんですから、そのようなことで、それを管轄する、今は教育委員会になっているもんですから、そのよし悪しはここで論じたって始まらないことですから、教育長も大変なことだと思っておりますけれども、その辺のことを吸い上げて、一番いい形をとれるようにぜひ努力をしていただきたいと思います。私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（星川睦枝君） これで、みづほ会、堀武君の質問を終わります。

続きまして、清流クラブ、清水治君の発言を許します。

清水治君。

○12番（清水 治君） 議席番号12番、清流クラブの清水治です。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、これより会派を代表しまして質問をさせていただきます。

今回の会派代表質問では、1番目に西地域及び中地域における準都市計画について、2番目

に道路の安全管理について、3番目に生津スポーツ広場のテニスコート利用について、4番目にみずほバスの停留所について、以上4点について、執行部の考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これよりは質問席より質問をさせていただきます。

それでは初めに、現在、西地域及び中地域で進められております準都市計画について質問いたします。

この準都市計画区域については、瑞穂市都市計画マスタープランにおいて、西地域及び中地域のまちづくりの構想の中で、地域整備の方針として示されております。それによりますと、西地域及び中地域はほぼ全域が都市計画区域外であり、開発行為などの制限は非常に緩やかな状況にあり、このため無秩序な開発の進行による環境悪化などを抑制する観点から、この地域全域での準都市計画区域の指定について検討を行い、地域に広く分布する農地は、市の特徴である良好な田園風景を呈しているため、準都市計画区域の指定などを通じて保全を図り、集落地内に残存する小規模農地の効率的な活用、既存住宅の建てかえにあわせた狭隘道路の改善など、防災性、利便性に資する取り組みに努める。

そして、工場需要については、中地域では重里、十七条、十八条地区の東部で、また西地域では、田之上地区や宮田地区などで受け皿を維持・確保し、適正な工場立地を誘導し、周辺の農業環境と調和した機能誘導を図るなど、地域整備の方針が示されております。

今回の西地域及び中地域の準都市計画区域の指定についての説明会では、準都市計画区域が指定されたときの開発行為及び建築基準法に基づく建築のルールなどの説明はされていましたが、この西地域及び中地域の全体の地域整備の方針が余り説明されていないようですが、今後どのようにこの地域の住民の方に整備方針を示していくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 清水議員の質問にお答えいたします。

去る2月8日、9日、15日、16日の4回にわたりまして、準都市計画区域の説明会をさせていただきました。今、質問の要旨の中で清水議員が言われた内容でございます。今、清水議員が言われたものを踏まえつつ、重里や十七条などの一部のエリアでは、農村地域工業等導入促進法による工業等導入地域として、工業等の土地利用の用途を限定し、土地利用・誘導を図っているところもあります。これは議員が言われたとおりでございます。

これらを踏まえまして、総合計画、それから都市計画マスタープランの方針を踏まえながら、今後、地域の現状やまちの動向、特色などを見据え、また農業との健全な調和を図りつつ、都市化を適正に誘導することを考えながら、用途制限による土地利用についても、地元の方々の協議や調整等を行い、その必要性を含めて検討していかなければならないと考えております。

そこで、議員の質問の地域整備方針の住民への説明についてでございますが、前述の土地利用の用途制限を検討する段階において、地域ごとの整備方針をお示ししながら図っていくものと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 清水治君。

○12番（清水 治君） 前回、平成24年の3月議会におきまして、この準都市計画区域の指定について質問をさせていただきましたが、市としては、積極的な整備、開発を望むものではなく、一定の開発、建築行為などを規制するものであって、準都市計画区域を指定する際には、特定用途制限地域を同時に指定することによって、より不適切な建築などを排除できるよう、あわせて指定することが適切でないかと考えていますという御答弁をいただいておりますが、今後、この特定用途制限地域をどのように指定されるのか。もう1つは、この特定用途制限地域、なかなか聞きなれない言葉なんですけど、これについて少し説明をいただければなというふうに思いますので、お願いいたします。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 特定用途制限地域は、用途地域が定められていない土地の区域、瑞穂市でいうと中・西地区のことでございますが、その良好な環境の形成、または保持を図るために、良好な居住環境に支障を生じさせる、あるいは良好な住環境にそぐわないおそれのある建築物などの建築を制限する必要がある場合に区域を定める規制とするものであります。

御質問の特定用途制限地域の指定につきましては、不適切な建築物等を排除できるよう、またその実効性を高めるためには、準都市計画区域の指定とあわせて指定をしていくことが最も効果的であると考えておりましたが、この中・西地区、関係する区、自治会が14ございまして、地域の現状を踏まえ、地域の特性に応じた合理的な土地利用が行われるよう、良好な環境形成、または保持に支障を及ぼさない適正かつ必要最低限の制限を定めていく必要がありますので、今後、地域の区長さん、自治会長さんを初め、地域の住民の方々などの御意見をお聞かせいただきながら検討を進めていきたいと考えておりますので、お願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 清水治君。

○12番（清水 治君） 基本的にいうと、都市計画区域じゃなしに、準都市計画区域というのは用途地域には普通指定されないということやね。要するに、第1種だとか、第2種の低層とか、そういった地域は指定されないけれども、要は今でいう既存の集落ですね、そういった密集しているところとか、そういったところには特定用途制限地域というもので建物を規制したりとか、そういうことをするというふうに解釈していいということですかね。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 用途地域は、都市計画法のほうでございます。それから、建築に関しましては建築基準法のほう、市街化区域の中でも用途地域というのがございますが、それは都市計画法上で、それに伴う建物に関しては建築基準法ということで、この特定用途制限区域というものは、その中で、先ほども言いましたように、今、御理解のとおりでございますが、建物を規制するというものでございますので、お願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 清水治君。

○12番（清水 治君） この都市計画区域外で大体農業振興地域の面積は、西地域が約467ヘクタール、そして中地域が382ヘクタール、南地域が少しありますけど、4ヘクタールで、合計853ヘクタールあります。その中にある農地でも、この農振農用地と農振農用地以外の農地、普通農振白地と言われておりますが、この地域の農用地は準都市計画区域が指定されましても、農業振興地域として守られていくと思うんですけども、農振白地、これは今の農業振興地域の中の農地で、白地というのは農振が外れておるという解釈でいいと思うんですけど、この中で、今後、準都計を打ったときの農地の扱いですね。これはどのような扱いになるのかお聞かせください。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 御質問の準都市計画区域の指定と、農地の取り扱いの関係につきましては、農振農用地、農振白地の農地、いずれも農地である限り都市計画法や建築基準法の規制を受けるものではなく、これまでどおり農業振興地域の整備に関する法律、農振法により規制されます。

なお、農振白地の農地については集落内に存在することが多く、生産力の低い農地として宅地化される可能性が高く、今までどおり農振法のほうは外れておる地域でございますので、農地法の農地転用許可後に建物が建てられる場合には、都市計画法や建築基準法の規制がかかるということになります。

[12番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 清水治君。

○12番（清水 治君） この農振白地、要は第3種農地というやつやね。そういったものは、やっぱり同じように、今でいう建築基準法とか、面積があれば開発要綱とか、そういったものが同じようにかかってくるという解釈でいいということだね。

次に、前回の答弁で、この西地域及び中地域は、本巢市が平成22年8月27日に本巢市都市計画地域を指定したことによりまして、この東海環状自動車道インターチェンジの周辺の市町では唯一この都市計画区域外のエリアとなっているとのことでしたが、瑞穂市の都市計画区域内は、現在は岐阜市の都市計画区域に入っています。今回、こういった西地域、中地域に準都市

計画区域を指定するに当たり、将来は瑞穂市単独で、本巢市のように瑞穂市全体の都市計画区域を指定する考えはないか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 岐阜都市計画区域は、現在、岐阜市を中心とした広域的な都市計画区域といたしまして、岐阜市、それから瑞穂市、3町、北方、岐南、笠松、瑞穂市の場合、今の中・西区域は都市計画区域ではございませんので、都市計画区域外になるわけなんです、指定されております。この都市計画区域は、土地利用規制、都市施設整備、市街地開発事業などを組み合わせて、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として指定がされています。また、計画的な市街化を図るために、市街化区域と市街化調整区域も区分されております。

一方で、準都市計画区域は、積極的な整備、または開発を行う必要はないものの、土地利用の規制を行わなければ何らかの支障を来すおそれがある場合に、土地利用の整序のみを行う目的で定める区域となっております。今回、予定しております瑞穂準都市計画区域の指定につきましては、西地区や中地区の現状に即した区域の指定を行うもので、土地利用の面から考えると、メリットが少ないのではないかと判断しておりますので、今のところ都市計画区域への移行は考えておりません。このエリアは、もし岐阜都計のほうに乗っかる場合には、農振区域として中・西はしておりますので、そこに乗っかる場合には調整区域という形になります。

将来、都市計画区域を指定するかどうか、また瑞穂市として単独で都市計画区域を指定するのかについては、今後のまちの動向、それから地域の特性を勘案しながら検討していく課題であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 清水治君。

○12番（清水 治君） 同じ瑞穂市の中で、地形、形状、社会的な環境とか、区域内と区域外で余り変わることはない中での土地利用の格差があることは、平等性に欠けるという問題があるのではないかなというふうに思います。瑞穂市として一体の整備、開発及び保全に支障が生じないように瑞穂市全体の都市計画を考えたときに、瑞穂市単独の都市計画が必要と思いますので、十分検討いただくことをお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、市道の安全管理について質問をいたします。

本市では、以前より、道路施設の破損による車両の物損事故がたびたび起きており、市が損害賠償を支払うという事例が議会に報告されております。こういった事故の原因としましては、道路の陥没や凹凸、わだちや路肩の破損などが考えられますが、その対応策として、市が危険箇所を常時チェックし、修繕できればいいのですが、それは体制的にも不可能なことでありまして、現状は市民からの通報を受け、それにより現地確認の上、修繕を行っているのがほとん

どではないかと思えます。

市のホームページにも、道路施設が破損していたら都市管理課まで御連絡くださいとあるように、今まではどちらかというと市民協力による受け身の対応が主であったように感じられます。行政として、事故防止に向け、もっと積極的な取り組みが必要ではないかと考えていたのですが、そんなとき、今回の補正予算に道路ストック総点検業務が計上されておりました。この調査は、レーザービデオ方式による路面正常調査であり、舗装のひび割れやわだち掘れ、また道路の平坦性などを測定するものです。これにより、市道の舗装の劣化状況を把握し、今後のより効果的、効率的な舗装設計、適正な施工管理につながるものかと思えます。

この調査業務は補助対象事業でもあり、近隣自治体ではもう既に実施されているところもあるようですから、それなりの効果は期待できるものだと思います。

そこでお尋ねしますが、今回の調査業務の概要と、この調査が道路破損による事故防止につながる効果的な調査となり得るのかどうかを教えてくださいたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 道路のストック総点検とは、高度経済成長期に集中的に整備された社会資本が今後急速に老朽化になることを踏まえ、国民生活や経済の基盤であるインフラの機能が的確に維持されるよう点検を行い、第三者被害を未然に防ぐことを目的として、適切な点検による現状確認と、その結果に基づいた的確な修繕を実施し、長寿命化計画に基づく戦略的な維持管理に移行していくものであります。

点検業務内容といたしましては、市内の1、2級路線、約55キロあるわけなんですけど、におけるアスファルト舗装について、専用の機器を用いて、今議員が言われたようなものでございますが、ひび割れ率、わだち、断面の凹凸等を計測し、その区画の評価を総点検実施要領に基づき行います。また、その評価結果に基づき、中・長期修繕計画を作成していきます。

点検業務の2つ目といたしましては、市内の1級、2級路線の道路附属物、照明灯、標識、道路反射鏡について、老朽化による危険度の点検を行い、その結果に基づき、修繕計画の作成を行っていきます。

事故防止につながり得るかの御質問でございますが、クラックやわだち掘れによる事故、自転車がそこでひっかかって転んだとかいうような事故、また腐食による支柱の転倒事故等が、状況確認することによって事故の抑制につながると思っているということでございます。

[12番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 清水治君。

○12番（清水 治君） 資料によりますと、市道の総延長は約513キロ、そのうち舗装されておる道路は約412キロあるというふうになっていますけど、この市内の道路状況を全て把握することは極めて困難ですが、道路施設の不備による事故は、本当に生命にもかかわることであ

りますので、行政としては、できる限りの対策を講じておかなければならないと思います。

こういった調査は、それなりの費用は必要となりますが、事故防止に効果的な調査であるならば、優先順位をつけ、今後とも取り組んでいただきたいものと考えております。また、あわせて市民の皆さんに協力をお願いし、道路の破損をいち早く発見し、事故防止に努めていただくことをお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

生津スポーツ広場のテニスコート利用についてをお尋ねいたします。

生津スポーツ広場は、今年の4月28日の竣工式よりオープンして、そろそろ1年を迎えようとしております。施設の利用状況は徐々にふえてきているということですが、特にテニスコートにつきましては、夜間照明まで備えた施設でありながら、使用勝手の悪い施設であるという市民の声をよく耳にいたします。現在の利用方法は、市民センター、もしくは巢南公民館で申し込みを行い、施設の鍵は市民センターで管理をするという方式で運営されております。

これは、維持管理費も考慮しての運営なのでしょうが、施設の利用者にとっては、手続や鍵の借用、返却に大きな不便を感じているようです。できることなら、いつテニスコートに向向いても、その場で申し込みをし、すぐに利用できることが望ましいのではないかと思います。まずは鍵の借用、返却だけでも、市民センターでなく近隣で可能となる運営ができないものでしょうか。

市民の健康増進のためには、スポーツ施設は利便性のよい施設でなければならないと思います。現在の運営方法を改善する必要があると思いますが、執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

瑞穂市の生津スポーツ広場は、平成25年4月27日に竣工式を終えまして、テニスコートは5月1日より貸し出しを開始しました。本年度の生津スポーツ広場テニスコートの利用率は約30%であり、特に土・日の利用率は60%となっております。

さて、現在、瑞穂市内の社会体育施設、学校開放施設の貸し出し業務につきましては、旧穂積地区の施設を市民センターにおいて、旧巢南地区の施設を巢南公民館において、それぞれ瑞穂市ふれあい公共公社に委託して実施しております。実際の施設貸し出しでは、生涯学習課、市民センター、巢南公民館に施設開放のための端末を設置して、連携を図りながらスケジュール管理をしております。鍵の貸し出しは、早朝の使用貸し出しの場合を除いて、午前9時から午後9時半の使用に対応しています。

また、各施設とも利用者がいない場合には、随時の申請を受け付けております。特に、テニスコートについては、登録団体だけではなく個人での使用も認めておりますので、個人の随時申請にも対応しなければなりません。生津スポーツ広場の近隣においても、こうした利用に対

応するためには、新たに施設開放のための端末を設置し、鍵の貸し出し、管理をする人員の常駐が必要となってまいります。こうしたことから、利用者の利便性や費用対効果も考え、テニスコートも含めた社会体育施設、学校開放施設の貸し出し業務を今後よく検討したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 清水治君。

○12番（清水 治君） せっかく高額な費用を使って施設をつくりましたので、今以上の利用者をふやすためにも、ぜひ利便性のいい施設にさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、みずほバスの停留所について御質問をいたします。

皆様御存じのとおり、現在、名古屋紡績跡地に株式会社カーマがディベロッパーとなり、大型商業施設の建設が進められております。先月の2月15日には、大店立地法に定められた説明会が行われましたが、今後は9月の開店に向け、急ピッチに整備が進められることと思います。こうした商業施設は、近隣の環境を考えると弊害もありますが、市民の生活の利便性を向上させることは間違いありません。さきの議会で、当会派は買い物弱者について質問をいたしました。そういった弱者対策の一つにもなり得ると思っております。

そこで、より利便性を高めるために、ここにみずほバスの停留所をつくることを提案したいというふうに思います。幸いにも、この商業施設に隣接する県道穂積停車場線は、みずほバスの牛牧穂積線の路線となっております。大きな路線変更もなくていいものと思われませんが、市の見解をお聞かせください。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） ただいま建設中の大型商業施設への期待というのは、本当に地域の皆さんが期待してみえるということがよくわかります。私どもも、このみずほバスの利用客というのは必ず増加するだろうというふうに考えておりますが、一方では、先ほど言われました県道でございますが、片側1車線で、またこの県道への出入り口が非常に多いということで、この県道上に停留所を設けるのはなかなか難しいのかなと思っております。

また、もう1つの案としましては、施設の敷地内に停留所を設けるという案もございましたかと思っております。ただ、敷地内に入ると、少し時間が延長するのではないかなど、そんなことも懸念する材料でございますけれども、この商業施設が開店後、少し状況を見ていまして、またその状況も踏まえて考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[12番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 清水治君。

○12番（清水 治君） さきの議会で、当会派は、こういう買い物弱者、要はそういった施設

へ行くのになかなか行けないお年寄りとか、そういった方々のためにも、みずほバス等を利用できるような形をつくって、ぜひとも考えていただきたいなというふうにお願いをしまして、これで会派代表の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（星川睦枝君） これで、清流クラブ、清水治君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は午後3時15分といたします。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時15分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、新生クラブ、藤橋礼治君の発言を許します。

藤橋礼治君。

○18番（藤橋礼治君） 議席番号18番の新生クラブ、藤橋礼治でございます。

ただいま、星川議長より発言の許可を得ましたので、会派を代表いたしまして質問をさせていただきます。

消防団の体制についてという質問でございます。

平成23年3月11日、宮城県沖で発生をいたしましたマグニチュード9の東日本大震災は、1万8,500人に上る死者、行方不明者をもたらしました。心から御冥福をお祈りする次第でございます。

また、この震災の第一線で住民の避難、誘導に当たられました消防職員、行政の職員、消防団員の多くの方がとうとい命を落とされたことに対しましては、非常に心が痛みます。

さて、今後、どんな災害が起こるかわかりません。災害に備えて、消火活動、救助活動、市民の避難誘導等、消防団の役割や消防団への期待は非常に大きいものがあります。また、一方ではサラリーマン化がふえまして、団員の確保には非常に苦勞をしておられると聞いております。

そこで、質問をさせていただきます。

質問につきましては、質問席のほうからお願いをしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1点目は、現在の消防団員の定数、それに配置の状況について、2つ目といたしまして、これも配置の地域の状況、今現在どうなっていますか。これについてお尋ねをいたします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） けさほど、一番目に消防団のお話がありました。その際には、消防団の定員を220名ということでお話を差し上げたところでございますが、条例には、実を言いますと194人以上、220人以内と定められております。これはちょっと見直さなあかん部分でございすけれども、合併をする際に、巢南町のほうが64名、穂積町が130人ということで、

足しますと194ということでございます。その中で、今度、消防団、最低30人以上欲しいわと
いうことで、巢南の地域からは90人ということ、90人と130人ということ、220人というこ
とでございます。今現在こういう状況にあるということをお承知おきいただきたいと思ひます。

また、3年ほど前から、消防団の確保が大変難しいということ、自治会等からもいろいろ
御意見をいただいております。消防団員ともいろいろ話し合いを進めてきました。先般、議員
の皆さんには、この瑞穂市の消防団の現況ということで資料をお渡ししたわけですが、この中
身については、もう既に消防団の方といろいろ煮詰めてできております。

先ほどの質問では、現在の消防団員の各配置状況、地域の状況をということでござひます。
今現在は218名でござひまして、本部が7名、1分団といひますのは、生津小校区、本田小校
区、そして穂積小校区のJRの北ということ、ここには45人、穂積小校区のJRの南39人、
そして牛牧小校区で40人、中小校区32人、南小校区30人、西小校区27人ということ、今現在
は218名ということでございます。各分団には、ポンプ車は1台ずつ配備をしております。穂
積地区と南小校区は呂久がござひますので、可搬ポンプを2台配置をしております。

[18番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 藤橋礼治君。

○18番（藤橋礼治君） 今、総務部長から、1番、2番に私が質問しましたことに答弁をして
いただきました。今もふつと思ひましたが、ちょうど私が消防団長を仰せつかつておつた地域
もそのままやっつけらっしゃるといひことで、大変、私もそのままがいいなと思ひておひます
が、やはり合併をしまして、いろいろな状況が変わつてきましたので、その点、また後で、私
は3番から7番まで質問しますので、それについてまたお答えをいただきたいと、こんなふう
に思ひておひます。

3つ目につきましては、伝統ある瑞穂市消防団ですが、今日に至るまでの消防団の生い立ち
をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） それでは、旧穂積町でござひますが、昭和32年7月に宝江の分村合
併により、この時点で181名でござひます。昭和41年には158名、昭和47年には75名と少なくな
りました。このときには常備消防ができておひまして、47年8月に岐阜中消防署穂積分署が開
設をされておひます。50年には130人となり、合併の当時に至つておひます。

一方、巢南町でござひますが、29年9月に合併をされて、150人でござひます。昭和40年
には90人、そして45年10月には本巢郡5町消防南分署が開設されておひまして、人数が減つてお
ひます。52年3月には53人、そして57年3月に64人ということ、合併に至つておひるといひこと
で、合併したときには194人ということ、その後、見直しをされまして、旧穂
積町の分団はおおむね40人、旧巢南の分団はおおむね30人ということ、今現在は220人の定

数に対して、218名ということでございます。

[18番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 藤橋礼治君。

○18番（藤橋礼治君） 今、答弁をしていただきまして、お聞きして大変喜んでおる立場でございます。まだまだ幾つか質問をしますので、私の4番目に入りたいと思います。

団員の確保について、地域からどのような意見があるか、この点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） けさほどもお話ししましたが、220人に対して218名ということで、2名がちょっと足りない状況でございますが、今現在としては、本当に地域の皆さんの御尽力のたまもので、おおむねきちんと団員を確保しているという状況でございますが、高齢化が進み、またサラリーマン化が今ふえております。また、勤務地が遠くなっておるということで、本当に地域の自治会等では団員の確保に苦労しておられます。

特に、巢南のほうにつきましては、30人の確保をお願いしないかんということと、人口が瑞穂市の4分の1ということでございますので、もう少し人数をとる御意見があらうかと思っております。

[18番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 藤橋礼治君。

○18番（藤橋礼治君） 今は、自治会を通じて、いろいろと団員の確保をされておると聞いておりますが、これは大変だなと、こんなふうに思っています。私どもの前の話をしますと、やはり消防団同士、あるいは友人としてのそういった方をお願いしてやってきました。その中では、私ばかりでございませぬ。ここに小川議員もお見えになりますが、消防の経験のある者は、そういった団員さんを集めるのは大変だなと、こんなふうで、自治会長さん初め地域の関係の方は大変だと思いますが、その点は、総務部長さん、やはり自治会長会議等でもいろいろとお話をされてやってみえることはよく御存じでございますが、これ以上によく御説明をされまして、地域の防災に働いていただきたいという、こんな気持ちで今後ともお願いしたいというふうに私は思いますので、その点よろしく願いいたします。

もし、総務部長さん、今のその点につきまして何かお答えがあれば、私お聞きしたいと思いますが。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 先ほども少しお話をしましたが、私になってから、いろいろお願いはしておるんですけども、人口に対して、団員数の確保という点では小さい校区はなかなか難しいかなと思っております。これから少しお話することがありますが、団員の確保はなか

なか難しいのかなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

[18番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 藤橋礼治君。

○18番（藤橋礼治君） 総務部長さん、ありがとうございました。

次に、5番目といたしまして、団員の意見も聞いておられると思いますが、どんな意見があるか、この点についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 団員の確保につきましては、先ほど言いましたように、合併のときには巢南地区は64名であったのが90人になっております。これは、団員さんの中だけでなく、地域の人たちもう一んというところがございます。入るまではなかなか皆さん入っていただけたのですが、1回入ってしまうと意外と居心地がいいということで、みんな頑張っておってくれるわけでございますけれども、やっぱり分団としましては最低30人必要なあと。昼間の火事となりますと、やはり多くの方がサラリーマンで出てこられないとなってくると、なかなか人数が集まらないという部分もあります。夜遅いと、訓練にはなかなか人数が集まらんと。集まる人ばかりであればよろしいんですけども、30人は欲しいなというのが実際に団員になった方々の言葉でございますし、巢南の人たちもやっぱり30人要るなあとという感じでおられます。

それ以外に、ポンプ車両とか、いろんなことを話し合いしてもらっておりまして、今現在、消防車等につきましては20年間でサイクルを回しておりますので、20年来たら順次更新をしていきたいというふうに考えております。

また、そのほかには、企業等への理解を求めてということで、文書を出してほしいとか、いろいろ細かいことも聞いておりまして、できる限り消防団が活躍しやすいような状況をとっておりますので、よろしく申し上げます。

[18番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 藤橋礼治君。

○18番（藤橋礼治君） 今、総務部長さんが、消防自動車は約20年使っておるというふうにお聞きしましたが、それで別段どうのこうのと、そういった機械物でございますが、大体20年が普通であるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） いろいろ見直しをしておりますので、けさほどの団員さんの報酬は少し値上げをさせていただきました。一方で、ポンプ車につきましては、周辺の市町村の状況を全部調べさせてもらって、火災が少し少なくなったということ、そしてあとは訓練ということで、周辺の市町村は大体20年でございますので、15年で更新しておったものを20年に変えたとい

うことで、また皆さんにも御理解をいただいておりますのでございます。

[18番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 藤橋礼治君。

○18番（藤橋礼治君） 何で私が今20年で使ってみえるかとお尋ねしたのは、先ほど申し上げました、私が消防にお世話になっておるころは、もう少し短く新しい車両を入れて、そしていろんな操法とか、市民の安全・安心を守るために、機能のいいものをとって団員に使っていただいていたという、そういったこともございました。それから何十年かになっておりますので、それで部長さんにお尋ねをしたわけでございますが、午前中にも若井君からも質問がございました。やはり消防団は市民を守る、そういった立場で一生懸命に頑張っておってくれますので、そういった待遇等につきましては、ある程度余裕を持って聞いていただきたいと、こんなふうに思うわけでございますので、今後ともいろんな災害等にはぜひ必要な足でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

次に6番目といたしまして、団員がどれだけ必要なのかと、その基準というのがあると思いますが、その点につきましてお尋ねをいたします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 先ほど、車両のほうですけれども、各分団に1台ずつとして、小型動力ポンプについては、穂積のほうと南小校区が2台、それ以外は1台ということでお話を差し上げたところでございます。ポンプの車を動かすには、1台について5人、小型動力ポンプについては4名ということでございますので、こうした人数、並びに担当区域の小学校区の住民の方をいかに避難するかと、それに必要な人数を確保しなさいということになっております。

この算式で計算をいたしますと、おおむね290人ぐらいが必要ではないかなということですが、どこの市町村も、なかなか財政等も踏まえて、そうした基準どおりということは多分ありません。全体に単純に人口で割り戻しますと、瑞穂市の場合はほぼ真ん中あたりで、まずまずの数字かと思っております。

[18番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 藤橋礼治君。

○18番（藤橋礼治君） なかなかと行政のほうも大変ということはよくわかるわけですが、私も答弁と今お願いをしておりましたが、とにかくこの5万3,000の瑞穂市の市民を安全・安心で守ってくれるのは、やはり消防団しかないと思っております。消防団員といたしましても、その気持ちも忘れずに、一生懸命に私どもの生命、財産を守ってくれる、しなければならないという気持ちでおると思っておりますので、ぜひそういうことだけは忘れずに、対応につきましてもよろしくお願いをしたいと、こんなふうに思うわけでございます。

次に7番目でございますが、今後の市の考えはどのようなのか、お教えてください。これは、

消防団の体制についてですが、そして市長さんが日ごろから災害に強いまちづくりということで御理解をいただいているところでございますが、消防団への思いをいただきたいと思いますので、市長さんのほうからその点についてお話を願いたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 市長さんから御答弁をいただく前に、今後の瑞穂市の考えでございますけれども、合併する当時から比べますと、巢南の地区については少し団員数がふえておりますので、先ほど言ったようなお話がございます。また一方、穂積のほうを見てみますと、先ほどJRの北側で一つの分団があるよということで、実を言いますと、生津地区は団員数が非常に少なくなっております。また、生津小学校というのは、本田小学校から分かれたわけでございますし、先ほどの設置基準ということになりますと、小学校区の皆さんを避難させるというのが基準になっていますので、これも皆さんと御相談でございますけれども、団員の中でも小学校区ごとに分団があってもいいんじゃないかなということでもあります。ただ、消防団員がちゃんと確保できるかなと、そういう不安もあるのは一方ではあります。

ですので、今6分団でございますけれども、生津小校区に1分団置きますと、7分団ということになるのかなと、そんなことも考えられますけれども、小学校区単位での防災活動等を考えていきますと、校区ごとにやっぱり1分団ずつ置いていくのが一番妥当ではないかなということで、これもほぼ3年ぐらい前から、みんなの中でぼそぼそと意見が出ているわけでございます。

また、分団をふやしますと、定員の見直し、そして消防団車庫、ポンプ車両の整理ということが出てきますし、また一方、分団が今現在1分団、2分団というような格好になっておりますけれども、校区や地名をつけるというのも一つかなと。他市町ですとそういうところが多いかなと思っております。この際ですので、生津分団、本田分団とか、巢南中分団といったような、こうした地名をつけることによって、いい意味で地域の消防団という位置づけができるのではないかと、そんなことも皆さんと話し合っております。

そんなところで、ふやしたほうがいいんじゃないかという一方で、団員が集まるやろうかと、そんな不安の中で、みんなの意見としては、やっぱり将来的には小学校区ごとにつくっていかないかなだろうと、こういうことで今意見の大筋があるように思っております。

[18番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 藤橋礼治君。

○18番（藤橋礼治君） 時たま私も、前からそんなような気持ちはございましたが、今、部長の言われたとおり、JR東海道線から北に井場、花塚、これは穂積地区、校区という中でも、本田生津のほうの1分団ということの位置づけになっておりますので、私も消防を退団してから、余りそういったことにもと思っておりましたが、今、早瀬総務部長のほうからの話により

ますと、地域の名前をとったらというようなことも話題に出ておりましたが、これは消防団にとってとてもいい案ではなかろうかと、こんなふうに思います。

と申しますのは、夜災害があったときに、いろんな他の地域にも応援協定が結んであれば、消防車もそちらのほうに出かけます。そのときに、1分団、2分団では到底相手のほうはわかりませんので、穂積分団の1号車とか、本田分団のあれとか、地域のそういった名前をとって消防団の車両を分配するという方法は、私個人といたしましては大変いい案ではなかろうかと、こんなふうに思いますので、ぜひそういうことは、また市長を踏まえて執行部のほうでよく御検討していただければありがたいと、こんなふうに私は個人的に思うわけでございますので、その点よろしくお願いを申し上げたいと思います。そして、今、私が申し上げました、堀市長さんからその件につきまして答弁をいただきたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） ただいま藤橋議員さんから、瑞穂市の消防体制につきまして、いろいろ御質問をいただいております。きょう午前中にも、若井議員のほうからも人員を初めいろんなことの御質問があったところでございますが、消防の重要性は御案内のとおりでございます。住民の皆さんの身体、生命、財産を守ると、崇高な精神にのっとなって取り組んでいただいておりますところでございまして、国のほうにおきましても、テレビ、また新聞等々でも御案内のとおりでございます。この消防団の確保がいかに難しいかということも一つの課題になっております。

なぜ消防団が必要かというところでございますが、御案内のように日本は火山国家でございまして、火山があるということは地震が絶対にあるわけございまして、そんな形で、世界中の地震の発生率の数からいきますと、10%以上日本の周辺で起こっておるわけでございます。特に、この地域におきましても、これから30年以内の中で、約80%ぐらいの割合での可能性を秘めながら、東海・東南海・南海、いわゆる南海トラフ地震が起こるのではないかという予想もされております。そういう中におきまして、火災予防、火事が起こらない、そういう予防活動もしていただいておりますし、それぞれ地域の中のいろんな点検、そういうこともしていただいております。

そして、我々瑞穂市におきましては水防団、これも兼ねていただいております。瑞穂市の災害は、地震による自然災害と、もう1つは、津波とか山崩れはございませんが、やはり水、先祖がまさに海拔6メートルから、一番高いところでも14メートルでございますので、治水、やはり水から住民を守ると、これが一番大きな使命ではないかと。こういったためには、瑞穂市としましてはなくてはならない、そういう役割をいただいておりますところでございまして、そういう中での体制がこれでいいのかということも踏まえまして、これまでの旧穂積、旧巢南の時代からの、また過去のこといろいろお尋ねをいただきまして、今、総務部長からいろいろ御

答弁をさせていただいたところでございます。

できることなら、はっきり申し上げまして、今、いろんなことを校区のほうで活動いただいております。ですから、できることならそれぞれの校区に1団ずつはぜひともお願いしたい。そうやってまいりますと、現在、生津にはございません。校区活動は生津にあるわけございまして、ですから、バランスも考えますとこういうことでございます。本当でございますと、人口割とかそういうことからいいましたら、現在、旧巢南のほうで90名で、そして旧穂積のほうで130名で220名体制、これはもう人口の割合からいいましたら、旧巢南のほうで90でしたら、こっちは最低180、倍ぐらいは、人口は3倍ございますので3倍ぐらいなけないかん。

やはり実際災害があったときは、消防団はよそへ行きませんで地域の中で御活躍いただく。そうすると、地域の中である程度確保しなくてはいけない。そういうところが、きょう、いい御質問をいただいております。最低、校区では考えていかななくてはいけない、そういう体制を整えていかななくてはいけないなということを思っております。そういったことを、執行部のほうとしましては、いろいろ御指摘をいただきましたので、これからしっかりとそこら辺も練り上げて、また議会の皆さんとも御相談をして、こういった防災体制、治水の体制、こういう体制でしっかりと取り組んでまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。私の答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

〔18番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 藤橋礼治君。

○18番（藤橋礼治君） 市長、前向きな、建設的な答弁をしていただきまして、まことにありがとうございました。私も期待しておりますので。たまたまきょうは、私の議席の後ろに野田自治連合会長さんもお見えになっておりますので、なかなか団員の確保が大変かと思いますが、よくお聞きしていただいておりますと、こんなふうで私も認識しておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

それでは、最後になりましたが、時間も迫ってまいりましたので、トイレについてということで、私は、瑞穂市にはこれから公園等を……。

○議長（星川睦枝君） 藤橋礼治議員、自治会の自主防災組織はよろしいんですか。

○18番（藤橋礼治君） 御無礼しました。今、余り市長からいい答弁をいただきましたので、私興奮してしまって、まだ1問ございました。時間のほうもあれですが。

それでは、もう1点残っております。

自治会の自主防災組織の防災訓練のあり方ということで、各自治会では自主防災組織が設立されつつあると聞いていますが、現状と今後について、この点お尋ねをしたいと思います。4点に分けましたが、一括でお答えをお願いしたいと思います。自主防災組織の設置の状況と自治会校区の防災訓練及び課題、そして今後の防災訓練についてをお尋ねをいたします。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） それでは、できる限り課題とかそういう問題点を最終的に述べさせていただきます。手短にしたいと思っております。

現在、自主防災組織は97の自治会がございまして、71の自治会で組織がされております。防災訓練は59の自治会で行われておりますし、出前講座は12件実施されました。また、このごろ、防災訓練でございしますが、本田団地は1から5がいつも一緒にやられますし、十九条も西、中、東とありますけれども、皆さんいつも一緒にやられると。一つの自治会だけではなかなかできなくなってきていますので、一緒にやろうよと。ある意味、非常にいい傾向ではないかなと思っております。

また、訓練内容につきましても、消防署、消防団のみならず、いろいろな方を講師に招いていろんな訓練をやられておりますが、各自治会で万が一の災害の場合の安否確認をいかにするかとか、要支援者の把握とか、支援の方法というのがまだまだ確立されていないのかなというふうに考えております。

また、校区での避難所の開設訓練等も、去年は本田小校区で自治会長さんを中心に行っていたのですが、今年度は何とか各校区で避難所の開設を、地域の皆さん、自治会長さん、並びに各種団体の人が中心になって、また私ども職員も入りますので、そうしたことで各校区全体からやりたいと思っております。

また、このごろ校区の中でも一緒にやろうという動きが特に出てきました。先ほどは自治会で一緒にずうっとやってみえるんですけども、去年は、西小校区では田之上、森、下唐栗、上唐栗ということで合同でやられましたし、穂積小校区では、セザールさん、橋本、柳一色、県警アパートさん、そして、桜町の1丁目西、東、別府住宅ということで、この中には、実をいいますと、今まで全然やったことないわという自治会が幾つもありますけれども、一緒にやることによってこうしていろんな訓練ができると、また皆さんが参加できるということになってきておりますので、できる限り、万が一に備えては各校区の中で避難所がどこだと、そして自分たちでやれるようにということで、本年度は訓練をしたいと思っております。

最後でございしますが、去年は非常に火災が多うございまして、32件ございました。そして、今までずうっと亡くなった方はありませんでしたけれども、亡くなった方がございます。どんなことがあっても、速やかな消防への通報、できる時間があれば消化器による初期消火、避難誘導ということをお願いしたいと思います。また、住宅火災警報器は、現在おおむね80%ということでございしますが、100%を目指してぜひとも整備をしていただきたい。そして、1家に1台は消化器の設置を必ずお願いしたいと思っております。どうかよろしく申し上げます。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 藤橋礼治君。

○18番（藤橋礼治君） 大変防災に対していい答弁をしていただきまして、大変うれしく思っております。

最後に、今、総務部長が申しあげました自治会のこういった組織、その前に、堀市長から、この瑞穂市の消防団は水防団も兼務しておると。現実でございます。瑞穂市みたいに1級河川が16本も流れておるといふ、こんな地域は余りないと思います。小さなこうしたことから大きな氾濫も起きますので、ぜひこの消防団の7分団、7分団となりますと、生津が7分団目になるかはわかりませんが、そういったことをよく御検討されまして、消防団のいろんな意見に対しましても耳を寄せていただけたらありがたいと、こんなふうに思っておりますので、今後ともどうか防災に御協力を賜りますことを私からもお願い申し上げます。

議長さん、済みませんでした。

もう1点残っておりますのは、都市公園における今後のトイレの整備ということでお尋ねをしていきたいと思っております。

これから新設されます都市公園における今後のトイレの整備についてを質問いたします。

子供からお年寄りまでの多くの住民が利用する都市公園には、トイレが必要不可欠であると私は思います。今後、トイレの整備はどのようにお考えか、まずその点からよろしくお願いを申し上げます。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 藤橋議員の御質問にお答えいたします。

都市公園におけるトイレの整備につきましては、議員が言われるように私も必要と考えており、来年度以降、用地の購入してある4カ所に設置の予定であり、構造は木造での建築を考えております。

木造を使用する理由といたしましては、現在、県は公共施設における県産材のより一層の利用を推奨しております。県産材を利用することで、木材の利用や環境保全に対する理解を深め、木のぬくもりや安らぎが感じられる等の木のよさを広く県民に啓発して、県産材の需要拡大を図ることを目的に、県産材需要拡大施設等事業費補助金事業を実施しておりますので、公園のトイレに県産材を使用することはその一助となり、また幾らかの財源の確保が見込めるからでございます。

また、トイレ設備は、男性用の2器、小と大ですね、それと女性用及び障害者用に分けて設備し、利便性の向上を図りたいと思っております。

[18番議員挙手]

○議長（星川睦枝君） 藤橋礼治君。

○18番（藤橋礼治君） 都市整備部長、ありがとうございました。

今お聞きしましたが、大変いい答弁をしていただきまして、ぜひこれは実行し、来年度ばかりでなしに、ずうっと続けて、そういった補助金などを取り入れてお願いしたいと、こんなふうに思います。

先ほど言われたように、県産材の需要拡大施設等事業の補助内容はどのようになっていますかということで、これにつきましても簡単で結構でございますが、お願いをしたいと思えます。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） この補助金の内容といたしましては、延べ床面積が5平米以上、30平米未満で、総木材を使用の上で、100%が県産材使用で上限100万円となっております。今申し上げましたトイレの整備では、6坪ぐらいでございますので、上限の100万円をいただけるものと考えております。

そして、先ほど用地購入してある土地4カ所と申し上げましたが、5カ所に訂正させていただきます。

〔18番議員挙手〕

○議長（星川睦枝君） 藤橋礼治君。

○18番（藤橋礼治君） 今、弘岡都市整備部長もおっしゃいました、少ないなあと思っておったやつが1つふえましたので、そういう点の間違ひは何回でも私はいいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今お聞きのとおり、6坪あれば、今もこうしたことが書いてございますが、6坪あれば私は十二分にあると思いますので、ぜひ用地を確保して公園をつくる、これは当然、後からということは大変でございますので、まずは実施をしていただければありがたい。ただし、私は、それ以外に公園のある地域があると思います。その点につきましても、よくお金のかかることでございますが、新しい公園には当然私は必要やと思いますし、古い公園がある、古いほどまた子供なり、老夫婦が利用しておられますので、トイレが必要になってきますので、その点も今後検討に入れてお考えをいただければありがたいと、こんなふうに思っております。

今、私が質問しましたことは、全てお聞きしました。今後ともいろいろと大変かと思いますが、よろしくお願ひ申し上げまして、新生クラブ代表の質問にかえさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（星川睦枝君） これで、新生クラブ、藤橋礼治君の質問を終わります。

これで、会派代表質問を終わります。

散会の宣告

○議長（星川睦枝君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

傍聴者の皆様方、早朝より長時間ありがとうございました。

散会 午後 3 時58分

